

平成25年3月

篠栗町議会第1回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月7日(木)～22日(金) 16日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	3	7	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定の件 ・施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願及び陳情の報告 ・議案等の委員会付託について ・採決
第2日	3	8	金	考 案 日		
第3日	3	9	土	休 会		閉 庁
第4日	3	10	日	休 会		閉 庁
第5日	3	11	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	12	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	13	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査(補正予算に引き続き当初予算)
第8日	3	14	木	休 会		中 学 校 卒 業 式
第9日	3	15	金	休 会		小 学 校 卒 業 式
第10日	3	16	土	休 会		閉 庁
第11日	3	17	日	休 会		閉 庁
第12日	3	18	月	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	19	火	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第14日	3	20	水	休 会		閉 庁
第15日	3	21	木	予 備 日		
第16日	3	22	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・議案の上程(提案理由説明) ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成25年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年3月7日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 10番 , 11番

第2, 会期の決定の件

第3, 施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願及び陳情の報告

第5, 議案等の委員会付託について

第6, 議案第 4 号 篠栗町監査委員の選任について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
5	篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	総務建設 常任委員会
6	篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について	総務建設 常任委員会
7	篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
13	平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算審査 特別委員会
14	平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算審査 特別委員会
15	平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	予算審査 特別委員会
16	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	予算審査 特別委員会
17	平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算審査 特別委員会
18	平成25年度篠栗町一般会計予算について	予算審査 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
19	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算審査 特別委員会
20	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算審査 特別委員会
21	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算につ いて	予算審査 特別委員会
22	平成25年度篠栗町水道事業会計予算について	予算審査 特別委員会

陳情文書表

陳情 番号	受 理 年月日	件名・要旨・陳情者	付託委員 会
1	平 成 25 年 2 月 22 日	<p data-bbox="338 472 1270 551">「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める 意見書」提出を求める陳情書</p> <hr/> <p data-bbox="405 607 874 685">陳情の要旨： 陳情書添付につき省略</p> <p data-bbox="405 719 1078 869">陳情者の住所及び氏名： (住所)福岡市中央区大名1-10-25 (氏名)福岡県保育団体連絡会 代表 成富 正敏</p>	<p data-bbox="1315 607 1477 719">文教厚生 常任委員 会</p>

平成25年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年3月11日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	4 番	横山 久義	議 員
2.	3 番	今長谷 武和	議 員
3.	12番	荒牧 泰範	議 員
4.	6 番	草場 謙次	議 員
5.	11番	後藤 百合子	議 員
6.	5 番	大楠 英志	議 員

平成25年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年3月22日(金)午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)

第2, 議案第5号 篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

第3, 議案第6号 篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

第4, 議案第7号 篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

第5, 議案第8号 篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

第6, 議案第9号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第7, 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第8, 議案第11号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9, 議案第12号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

第10, 議案第13号 平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について

第11, 議案第14号 平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

第12, 議案第15号 平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

第13, 議案第16号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

第14, 議案第17号 平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について

- 第15, 議案第18号 平成25年度篠栗町一般会計予算について
- 第16, 議案第19号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第17, 議案第20号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18, 議案第21号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算について
- 第19, 議案第22号 平成25年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第20, 議案第23号 副町長の選任について
- 第21, 請願1号 農地の都市計画・調整区域の見直しに関する請願書
- 第22, 陳情1号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書
- 第23, 発議第1号 「篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会」の設置に関する決議
- 追加日程 第1, 発議第2号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程 第2, 発議第3号 農地における都市計画市街化調整区域の見直しを求める決議
- 第24, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成25年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月7日(開会)

平成25年 第1回 定例会 会議録

日時 平成25年3月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	4番	横山 久義
5番	大楠 英志	6番	草場 謙次	7番	阿部 寛治
8番	松田 國守	9番	今泉 正敏	10番	阿高 紀幸
11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範		

欠席議員

3番 今長谷 武和

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、今長谷議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

それでは、ただいまから、平成25年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において10番、阿高紀幸議員、11番、後藤百合子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの16日間に決定しました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第4号から議案第22号までの19議案と請願・陳情各1件でございます。

それでは、町長に、各議案の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第1回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

3月になりまして暖かい日が続いております。車窓から見る菜の花がひときわ鮮やかに咲き、春の訪れを感じるこのごろであります。

先の衆議院総選挙での自公の圧勝によって、3年3カ月続いた民主党政権にかわ

り第二次安倍政権が誕生いたしました。

安倍総理大臣は、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、この3本の矢を同時展開してデフレ、円高から脱却し、経済再生を図る」緊急経済対策を閣議決定した1月11日の記者会見で、アベノミクスと言われる3本の矢を強調し、22日には、政府と日銀が2%の物価上昇目標を折り込んだ共同声明の発表と経済再生に向けた政策を次々にまとめ、発信いたしました。そうしたアベノミクスへの期待感から市場は、昨年末から株高・円安方向に動き始めましたが、この流れが定着し、雇用の拡大と賃金アップにつながるかについては、今後の成長戦略の取りまとめとその実現にかかっていると報道されているところでございます。

そうした中、2月28日から、第183回通常国会が開会いたしました。私は、開会日の安倍内閣総理大臣の施政方針演説を繰り返し、内閣府のユーチューブで聞きました。これまで内閣総理大臣の施政方針演説をこれほどまでに興奮した気持ちで聞いたことはありません。その演説の冒頭、安倍総理は、「強い日本、それをつくるのは他の誰でもありません。私たち自身です」と呼びかけました。「苦楽を与（とも）にするに若かざるなり」と福沢諭吉の言葉を引用し、「一身の独立を唱えた福沢諭吉も、自立した個人を基礎としつつ、国民も、国家も、苦楽をともにすべきだと述べています。共助や公助の精神は、単にかわいそうな人を救うことではありません。懸命に生きる人間同士、苦楽をともにする仲間だからこそ、何かあれば助け合うという精神であると考えます」と続けていきます。

まず、2年前の東北大震災の被災者の皆さんの強い自立心をたたえて、復興の加速化を約束します。

次に、経済成長をなし遂げる意思と勇気を強調し、日本が世界の成長センターになるという気構えで、世界一を目指す気概を持って前進しよう。それは働く意欲のある人たちに仕事をつくり、頑張る人たちの手取りをふやすためにほかならないと宣言しています。そうした強い経済、強い日本をつくり上げることで、暮らしの不安に一つ一つ対応する政治が可能となり、「子どもたちが主役の教育再生」、「子育て・介護を支える社会」、「女性が輝く日本」、「誰もが再チャレンジできる社会」、「持続可能な社会保障制度の構築をつくる」ことが可能になると続けるのであります。

安倍総理大臣は、この施政方針演説の結びで国会議員に呼びかけます。

「我々は、何のために国会議員を目指したのか。それは、この国をよくしたい、

この国のために、国民のために力を尽くしたいとの思いからであって、間違っても政局に明け暮れたり、足の引っ張り合いをするためではなかったはずで、国家、国民のため、互いに寛容の心を持って建設的な議論を行い、結果を出していくことが私たち国会議員に課せられた使命であります」、この言葉は、篠栗町において町民の付託を受け、こうして議場におります私と議会議員の皆様にとっつきかえて投げかけられていると感ぜずにはられません。

我々は、何のために町長と町会議員を目指したのか。それは、この町をよくしたい、町民のために力を尽くしたいとの思いであるはずであります。これからも全ては篠栗町と篠栗町民のため、互いに寛容の心を持って建設的な議論を行い、結果を出してまいりましょう。

3期目の初年度である平成25年度を迎え、施政方針を推敲する際に、手帳に書きとめております一つの歌を読み返しました。「受次て国のつかさの身となれば忘るまじきは民の父母」、十代で米沢藩主となった上杉治憲が、藩主を引き受けたときに読んだ決意の歌であります。

先祖から受け継いできた篠栗町、現在、日々の暮らしを営んでいる私たち、そして、次の時代もこの町に住み続けたいと願うであろう子や孫たちのために、この場に集う皆で思いをめぐらし、決断し、行動していかなければなりません。このような決意のもとに初心を忘れず諸課題に取り組んでまいりましょう。

ここ数年の私の自治への思いは一貫しております。昨年も申し上げましたが、これまでの「自分たちの町は自分たちの手でという自治意識の行動とその結果の積み重ね」という思いから一歩進めて、「行動主体となる人たちがみずから汗をかくことを喜びに思う、実践の積み重ねとしての未来に続く持続可能なまちづくり」に取り組んでいくことでもあります。

そして、これからは、もう一歩その思いを先に進めたいとの思いがあります。

今国会での安倍総理大臣の施政方針演説ではありませんが、持続可能なまちづくりを可能にする強い経済力を持った強い篠栗町づくりこそ大変重要なことであると考えるに至りました。

「自治という言葉の意味は、これからの地方分権の時代には少しその持つ意味を変えつつあると感じております。新政権になって道州制の論議もまた活発になりつつあります。地方自治体として、我が町篠栗町がその存在感を他に知らしめるためには、これまで以上に篠栗町の個性を発揮・主張できる自治体とならなければならないことは言うまでもありません。

では、分権時代とはいえ、まだまだ国・県の足かせがある基礎自治体においてどのように主体性を発揮・主張していくか、これこそが平成25年度以降の大きな課題であると考えております。その大きな課題に向けて一つひとつステップをのぼるように関係諸課題をクリアにしていくことで、今後の篠栗町の方向性が定まると確信いたしております。そうした思いから、次期中期計画と言える総合計画「ささぐり みんなの道標（まちしるべ）」を作成し、平成25年度からの5年計画で実現に向けて取り組んでまいります。

強い篠栗をつくり上げるために、平成25年度から「都市計画マスタープランの修正」「篠栗駅東側自由通路の整備」「観光協会の強化」「農業の6次産業化を見据えた耕作放棄地におけるコンニャクの試験栽培」等、近い将来、必ずや篠栗町経済の底上げを可能にする諸課題に取り組んでまいります。

篠栗町の10年後、20年後を見据え、篠栗町を愛し、篠栗町に住み続ける皆様のためにしっかりとした「自治」を目指しましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

では、平成25年度事業について課ごとに取り組もうとしているそのポイントを御説明いたします。

まず、総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等がかかわっております。総務課では、本町における多様化する公共サービスの向上と行政構造の効率化を実現し、行政のスリム化を図るため、現在、本町が行っている臨時職員に係る業務を民間会社に包括的に委託することといたします。そのねらいは、本来、地方公務員法第22条の定めにより、臨時的任用職員は、最長1年を超えて雇用することができません。民間からの派遣という形態をとっても、3年間以上の雇用ができないとされています。臨時職員が携わっている業務を民間業者に包括委託することによって、法を遵守しつつ、優秀な人材を安定的に雇用し続けることができるとともに、改正労働契約法による有期労働契約の繰り返しから、無期限労働契約への転換せざるを得ない状況になることを回避できることとなるものであります。

また、災害に強い安全で安心なまちづくりを実現するために、災害対策基本法第42条の規定に基づき、篠栗町地域防災計画に必要な改定を行うとともに、昨今の地震や集中豪雨などの災害の特性と地域の地理的要因を把握した実効性の高い地域防災計画に改定するため、地域防災計画及び防災マップの改定業務に取り組みます。

財政課では、立体駐車場の機能をより便利なものとするために、立体駐車場の料

金精算方法を交通系電子マネーを利用する方式に移行し、場内の照明をLED化したします。また、昨年度に引き続き、遊休町有地の売却に取り組みます。兼ねてから懸案の長期間で返済計画を立てている起債、平成24年度末残高13億8,600万円分につきましては、計画的に繰上償還を行い、将来負担利息を可能な限り軽減したいと考えております。

まちづくり課においては、平成27年度中の完成を目指し、篠栗駅東側自由通路、これは仮称でございますが、その整備事業の基本計画に入ります。本事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用して整備しようとするもので、まず、事業認定を受けるための計画書づくりを開始いたします。

また、平成25年度からスタートします新総合計画にうたっている諸項目の実現のためには、都市計画マスタープランの修正が不可欠でありまして、平成25年度から2年間で作くり上げ、県の都市計画審議会に諮りたいと考えております。

この新総合計画は、4月に広報にて町民の皆様にお示しすることとしております。30年先の町の未来を見つめながら、向こう5年間の私たち町民がやるべき行動の指針を示したもので、早速、平成25年度行政区説明会において広く説明してまいりたいと考えております。

協働のまちづくり事業補助金制度につきましては、町民の皆さんが、小学校校区内や各区の地域づくりのためにみずから汗をかくことによって、少ない費用で最大の効果を生むべく事業をスタートしたもので、平成25年度が4年目となります。既に3月広報でお伝えしたとおり、それぞれの地域で協働のまちづくり事業にかかわった人、それによって喜びを受けた人、皆さんの笑顔の広がりが校区ごとの地域づくりを目指している篠栗らしい姿を映し出しております。今後は、これまでの事業からのさらなる広がりを目指して継続するものであります。

昨年、第1回定例会における施政方針の際に、住民が主体となって活動する中に喜びを感じようと各地で取り組みが始められている「新しい公共」の考え方を取り入れ、職員への啓発、住民協働のさらなる推進を行っていきたいと申し上げました。言葉で言うと大変かた苦しいものでありますが、これまでの篠栗らしい校区ごとの地域づくりを実践する積み重ねの先に、まさに「篠栗の新しい個性の創造」の実践とも言える篠栗らしさが広がっていくものと確信しております。

会計課におきましては、平成25年度において、電子決済導入に向けて検討に入ります。各課における膨大な紙ベースの資料を電子化することにより、事務の簡素化とスピードアップを図ることがねらいであります。監査制度上、クリアすべき

点も多々ありますが、先進自治体での取り組み状況を参考にしながら、実現に向けて推進したいと考えております。

税務課では、平成24年度以上に徴収率アップに向けて、徴収業務のさらなる推進を目指してまいっております。こうした中で、平成25年度は、家計相談を専門とするファイナンシャルプランナーを本町の納税相談員として契約いたします。相談員の仕事は、納税者本人の同意のもとに、納税の足かせとなっている諸原因を突き詰め、その改善策を納税者目線で一緒になって考え、改善に導くことにより、納税能力を整えるものであります。この取り組みは、県内3自治体でスタートし、成果を上げているものであります。本町におきましても、必ず納税者に喜ばれ、税収アップにつながる取り組みになると確信いたしております。

住民課は、平成25年度から機構改正を行いまして、年金係、国民健康保険係、選挙係、高齢者・公費係を加え、課の中でも最も人員の多い課としてスタートいたします。

もともと国民健康保険係を健康課と一体としたねらいは、特定健診スタートに当たり、被保険者の健康管理と健康増進に注力する必要があったためであります。健康診断における一定の成果が上がり、今後の町民全体の健康管理に対する方針も明確になったことから、従来住民全体の総合的な窓口であります住民課に、年金係、選挙係等とともに戻すのが大きなねらいであります。篠栗町役場の玄関口でありますので、今後とも体制をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

民生費、衛生費では、福祉環境課、国保健康課、こども育成課、栗の子保育園が所管しております。

福祉環境課では、民生委員児童委員を37名から40名に増員するとともに、主任児童委員を1名増員して3名体制とし、3校区に1名ずつ配置して、高齢者並びに子どもたちの見守り活動を充実させる予定であります。また、例年どおり一定の補助を行っております篠栗町シルバー人材センターに対し、より効果的な事業運営を指導いたします。事業費補助を行っております社会福祉協議会とさらなる連携を諮り、住民福祉に関する各方面での活動を継続することにより、住民福祉の増進に努めてまいります。

また、RDF施設クリーンパーク若杉の地元町として、須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対し、地元地域の意向を正確に伝え、円滑なる事業運営に資するよう努力してまいります。し尿処理に関する問題につきましては、酒水園の建てかえを須恵町、粕屋町と十分検討を重ねながら、25年度中に方向性を決められるよう、須恵町外

二ヶ町清掃施設組合の中で協議を進めてまいります。

町営住宅につきましては、国土交通省から、築後30年以上の公営住宅に対し公営住宅長寿命計画の策定を義務づけられていることから、今後、当該事業の助成の前提となる計画書を25年度に作成することとしております。

次に、国保健康課所管の各種政策について申し上げます。

まず、老人福祉、障害者福祉関連につきましては、今年度は昨年同様の補助を行い、皆さんが住みやすいと感じていただけるよう事業を継続してまいります。

介護保険事業につきましては、九州大学との共同事業として進めております「元気もん調査」、効果的な介護予防対策の構築のための大規模疫学調査でございますが、これを平成23年度に実施し、その後、追跡調査を行ってまいりましたが、平成25年度は再度アンケート調査を実施いたします。こうして得たデータの分析によるこれまでの取り組みの成果の蓄積が、本町に限らず福岡県全体や国の医療費削減のヒントとなればと期待しております。

各種検診や予防接種につきましては、篠栗町は、他の自治体に先行してさまざまな取り組みを行ってまいりました。今年度も国の制度に沿った各種検診と予防接種を実施してまいります。乳幼児医療費支援制度を乳幼児・子ども医療費支給制度とし、入院に限り、小学校1年生から6年生までを対象に医療費助成の拡大を行います。

特定検診、がん検診の予約について、住民サービス向上の観点から、検診業者の予約センターでの電話予約に変更いたします。これは、現在、オアシスで予約を受け付けておりますが、電話が非常に混み合い、他の業務に支障が出ており、これを解消するとともに、住民の皆様が予約をとりやすくするよう改善するものであります。こうした取り組みにより健康診断の受診率が向上し、医療費の削減につながることを期待しております。

こども育成課では、平成24年度からスタートした地方裁量型認定こども園運営事業費補助を継続するとともに、町内2園の認定こども園で実施されている「学童保育事業」を町の事業として補助することで保護者負担の軽減を図るとともに、保育時間の延長の要望にも応えるものであります。

保育の充実と待機児童解消に向けての取り組みは大変重要な課題であります。就労人口減少社会において母親の労働力が見直されていることから、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするため、今後も継続的な課題として、待機児童解消に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、農林水産業費、商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

まず、農業分野では、昨年に引き続き、耕作放棄地拡大防止対策として、山間地域の農地にコンニャクを試験的に作付する事業を継続して行います。この取り組みは農業経営の観点から有害鳥獣を回避でき、かつ労働力をさほど要しない作物として試験作付するものでありますが、昨年の取り組みに関する反省会で、いろいろ工夫すべき点が明らかとなり、あと2年間の試験栽培で事業化に向けた展開の可能性が開けるかなという段階であります。特産品創造に向けた試験的な手法として、福岡県北筑前普及指導センターや粕屋農協からも注目いただいております、協力者を拡大しながら、引き続き取り組んでまいります。

また、林業分野では、昨年、5年を1期とする森林経営計画を策定し、スギ、ヒノキの計画的な伐採により、木材として有効利用をするという取り組みを始めました。5年間で約9,800万円をかけて町有林の適正管理を進めるとともに、環境保全を行おうとするものであります。

御承知のように、篠栗町は7割を山々で囲まれた景観豊かな町であります。このすばらしい環境を守るためには、平野だけの町には必要のない林業費の歳出は不可欠であります。しかしながら、試算では、福岡県造林事業補助金や保育事業の際の立木売却収入等により、一般財源からの支出は約数万円程度となっております。篠栗町を愛し、篠栗町に住む住民の皆様の深い理解のもとに計上できるものであると考えております。今後も、このすばらしい環境を守るために継続して一定程度の財源を投入しながら取り組んでまいります。

次に、商工観光部門でございますが、平成25年度におきましても、「春らんまんハイキング」「森林セラピー基地オープン記念イベント」「九州森林スポーツフェスタ」の三大イベントは、商工会や観光協会等と連携して新しい試みも取り入れながら、引き続き開催いたします。

平成25年度には、森林セラピー基地のグランドオープンから4年目を迎えますが、テレビやラジオ、新聞、雑誌等各方面のメディアで取り上げられてきたことにより認知度が増してきております。また、平成25年度から、福岡県教職員互助会が、職員向けに、うきは市と篠栗町での森林セラピーの勧めを発信していただくことになりました。これは両基地の担当者が互助会事務局にセールスに行って実現したものであります。また、町の宿坊を使つての企業の新人研修も始まりました。こちらは森の案内人の人的ネットワークにより受け入れることができたものであります。

す。このように森林セラピー基地としての新たな段階に入りつつあることを実感しております。

今年度は、豊前市も新しい基地として認定を受けます。森の案内人を中心に据えた地道な活動を継続し、県内の4基地を初め大分市も加わった九州11基地と連携して、さらに新鮮な情報を発信して、人を呼び込む取り組みを継続してまいりたいと考えております。

観光協会の強化も平成25年度の大きな事業として取り組んでまいります。これまで篠栗町商工会に事務局を置き、毎年、同じような事業を継続しつつも、発展性に乏しかった観光協会を商工会から独立させ、篠栗町の観光振興を諮り、交流人口を増加させ、もって経済効果を生むことができるような体制とするために、一般社団法人化し、専従の事務局員を置くことにします。これまでの観光協会関係5団体に限らず、篠栗町の観光にかかわりたいとの思いのある事業所、個人にも門戸を広げ、しっかりとした観光産業を確立したいと考えております。

次に、土木費について述べます。

土木費は建設課が所管しております。建設課は、本定例会に提案しております課設置条例の改正において、都市整備課と名称を変更すべく提案しておりますが、平成25年度は、乙犬切通線及び乙犬中園線改良工事の完成や災害対策のための水路改修工事の継続を初め、側溝整備や道路維持補修等、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課では、平成25年度から3カ年計画で、勢門小学校の校舎屋上防水工事、外壁塗装工事を行います。また、子どもの生活上の困難な問題や心の問題を改善するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を継続いたします。

社会教育課では、クリエイト篠栗が完成後20周年を迎えることから、さまざまな事業の際に「20周年」の冠をつけ、例年以上に充実した文化事業となるよう、事業費を増額して取り組んでまいります。

上下水道課では、水道事業部門で平成25年度も引き続き、千代田団地内配水管更新を行います。また、流域公共下水道事業特別会計の公営企業法の適用を行うとともに、上水道事業の新地方公会計制度導入に向けた移行作業を行います。

以上、それぞれの費目に応じた各課での平成25年度取り組みについて説明いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第4号から議案第22号までの19議案について、説明をいたします。

議案第4号は、「篠栗町監査委員の選任について」であります。

本議案は、現監査委員の福原和男氏が本年3月31日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号から議案第8号までの4議案は、いずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、関係法律が改正されたことに伴い、当該条例を制定するものであります。

まず、議案第5号「篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は、町が管理する町道を新設し、また改築する場合の町道の構造の一般的技術的基準を定めるものであります。

議案第6号「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について」は、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めるものであります。

議案第7号「篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」は、町道に設ける道路標識の寸法を定めるものであります。

議案第8号「篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は、町が管理する準用河川に係る河川管理施設のうち、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上、必要とされる一般的技術的基準を定めるものであります。

以上が、地域主権一括法関連によるものでございます。

続きまして、議案第9号は、「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、総務課、まちづくり課、住民課、国保健康課、福祉環境課及びこども育成課における分掌業務の見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、選挙に関する業務を総務課から住民課へ、年金及び国民健康保険に関する業務を国保健康課から住民課へ移管するものであります。

議案第10号は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、関係条例の整備が必要な

ため、本条例を一部改正するものであります。

改正が必要な条例は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」、「篠栗町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例」及び「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例」の3条例であります。

改正の内容は、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、本条例中の当該法律名を改めるものであります。また、当該法律の一部条項が削除されたことに伴い、本条例中の同法の規定を引用している引用条項を改めるものであります。

議案第11号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、「篠栗町公民館設置及び管理に関する条例」に定める「篠栗町中央公民館運営審議会」の委員報酬を見直すものであります。

議案第12号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」であります。

本議案は、福岡県市町村職員退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合が本年3月31日限り脱退すること、並びに本年4月1日から下田川清掃施設組合が同組合に加入することなどに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増減し、同組合同規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

引き続きまして、予算関係の説明をいたします。

議案第13号から議案第17号までの5議案は、平成24年度の補正予算であります。

議案第13号は、「平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」であります。

まず、歳入につきまして、
増額の主なものといたしましては、

○町税	1億5,189万9,000円
○地方交付税	5,255万5,000円
○繰入金	
減債基金繰入金	3億7,000万円
○諸収入	
福岡県市町村振興協会交付金	6,035万5,000円

道路受託事業収入 3,500万円

などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、

○分担金及び負担金

児童福祉費負担金 2,031万4,000円の減額

○国庫支出金

児童福祉費負担金 2,193万5,000円の減額

○県支出金

社会福祉費補助金 2,346万5,000円の減額

○繰入金

公共施設等整備基金繰入金 2億円の減額

○町債

借換債 5億円の減額

などであります。

次に、歳出につきましては、

増額の主なものといたしましては、

○総務費

退職手当組合負担金 2,692万8,000円

○民生費

障害者自立支援事業費 2,005万5,000円

○諸支出金

国民健康保険特別会計繰出金 6,694万1,000円

などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、

○民生費

児童運営費委託料 4,279万6,000円

などであります。

その他歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であります。

また、諸支出金の国民健康保険特別会計繰出金において赤字補填分として一般会計から8,000万円の繰り出しを行うもののほか、地方債において追加、廃止及び限度額の補正を行うものであります。

議案第14号は、「平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

主に、一般会計から8,000万円の法定外繰り入れ及び国庫支出金の補正を行うもので、補正総額は6,027万9,000円の減額補正であります。

議案第15号は、「平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

主に、後期高齢者医療保険料の確定に伴う保険料負担金の補正を行うもので、補正総額は2,083万1,000円の減額補正であります。

議案第16号は、「平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。

主に、下水道維持管理及び接続工事等のうち当初計画を下回った費用の補正を行うもので、補正総額は724万8,000円の減額補正であります。

また、繰越明許費として、下水道事業特別会計の地方公営企業法適用支援業務委託について、資産台帳の整備に時間を要するため、工期を延長し平成25年度に繰り越すもののほか、地方債において追加並びに限度額の補正を行うものであります。

議案第17号は、「平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

第3条収益的収支予算の収入支出をそれぞれ659万5,000円減額し、総額をそれぞれ4億8,205万5,000円とし、第4条資本的収支予算の支出を1,000万円減額し、総額を1億4,758万8,000円とするものであります。

議案第18号から議案第22号までの5議案は、平成25年度の各会計予算であります。

議案第18号は、「平成25年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は88億7,816万6,000円であり、前年度比当初予算に対して9億2,230万5,000円、9.4%の減額となっております。

本年度の予算においても、平成15年度借り入れ地方債の借りかえ分として1億630万円を含んでおり、実質87億7,186万6,000円であります。前年度は、平成14年度借入地方債の借りかえ分として11億580万円を計上しておりましたので、その部分を除きますと86億9,467万1,000円となり、実質7,700万円余、率にして0.9%の増額予算であります。

平成25年度の予算編成は、財政の硬直化はさらに進んでおり、歳入の増加も見込めず、かつ限られた歳入財源を有効に利用できるよう、いま一度、事業計画を見

直し、さらなる歳出削減に努めておりますが、経常経費の扶助費、補助費及び繰出金が増加しております。

予防接種事業、健診事業においては事業の充実を図っており、待機児童解消のための認定こども園への補助金や学童保育の時間延長等に係る経費を予算化しております。

道路改良事業といたしまして、乙犬中園線事業費、乙犬切通線事業費、河川改良事業費といたしまして、津波黒地区水路事業費等を予算化しております。

その他萩尾分校用地購入、勢門小学校校舎外壁改修、篠栗幼稚園ウッドデッキ改修、森林荒廃再生事業費等を予算化しております。

歳入につきましては、町税は全般的に景気の回復ぐあい是不透明ではありますが、滞納処分の強化等により、前年度に対しまして2,910万9,000円の増額予算としております。

基金繰入金につきましては、

○減債基金から	1億9,500万円
○公共施設等整備基金から	1億7,000万円
○福祉事業基金から	2,000万円
○緑のトラスト基金から	1,500万円

を繰入額として予算計上しております。

町債につきましては、

○臨時財政対策債	4億8,000万円
○借換債	1億630万円
○一般会計出資債	370万円
○自然災害防止事業債	8,150万円
○学校教育施設整備事業債	2,670万円
○循環型社会形成事業債	390万円

を計上いたしております。

このほか国・県支出金につきましては、児童手当に係る国・県支出金、荒廃森林再生事業交付金、認定こども園運営補助金等を予算計上いたしております。

主な歳出といたしましては、

○総務費	
・人材派遣委託料	7,400万円
○民生費	

・保育事業費	4,688万1,000円
・児童手当費	6億7,287万3,000円
○衛生費	
・がん検診委託料	1,906万5,000円
・妊婦健診委託料	3,153万1,000円
・予防事業委託料	9,634万7,000円
○農林水産業費	
・林道・作業道補修工事費	2,400万円
・森林環境整備事業費	1,560万5,000円
○土木費	
・乙犬中園線、乙犬切通線事業費	2,500万円
・津波黒地区水路事業費	5,150万円
○教育費	
・萩尾分校用地購入費	2,400万2,000円
・勢門小学校校舎外壁改修工事	3,380万円
・篠栗幼稚園ウッドデッキ改修工事	680万5,000円

などであります。

議案第19号は、「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は31億1,539万1,000円で、前年度当初予算に対して1.7%の増額となっております。

歳入につきましては、共同事業交付金において、前年度比3,385万1,000円の減額となっております。

また、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金については、主に国庫支出金の増により、合計で前年度比9,829万3,000円の増額となっております。

歳出につきましては、

・後期高齢者支援金	3億8,178万5,000円
(前年度比	2,558万6,000円の増額)
・介護納付金	1億6,017万9,000円
(前年度比	1,858万4,000円の増額)
・共同事業拠出金	4億1,222万1,000円
(前年度比	1,728万7,000円の増額)

・保険給付費 20億6,134万4,000円

(前年度比 814万4,000円の減額)

となっております。

平成25年度は、国民健康保険税収納率の向上及び前年度に引き続き保険事業の特定健診、特定保健指導の受診率向上に力を入れてまいります。

議案第20号は、「平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は3億5,412万円で、前年度当初予算に対して2.8%の増額となっております。

歳入につきましては、主に、後期高齢者医療保険料2億5,972万6,000円、一般会計繰入金9,438万6,000円を予算計上しております。

歳出につきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、3億2,456万6,000円を予算計上しております。

議案第21号は、「平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算について」であります。

予算総額は8億7,841万2,000円で、前年度当初予算に対して2.0%の増額となっております。

歳入の主なものにつきましては、

○下水道事業受益者負担金	474万5,000円
○下水道使用料	4億655万円
○一般会計繰入金	2億4,629万8,000円
○下水道事業基金繰入金	2,000万円

を予算計上しております。

また、資本費平準化債を含む地方債を2億700万円計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、

○流域下水道維持管理負担金	2億6,100万円
○流域下水道建設負担金	3,414万5,000円
○交際費	4億8,314万9,000円を計上して

おります。

増加要因といたしましては、公債費元金の増加がその主なものでありまして、平成19年度債の据置期間が終了したしこと及び平成24年度債に据置期間を設けなかったことによるものであります。

議案第22号は、「平成25年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は前年度との当初予算比較で、第3条収益的収入において3.9%の減額で、同支出において4.4%の増額となっており、合計で4,067万3,000円の赤字予算を編成しております。

赤字予算の主な要因は、節水による給水収益の減少が見込まれること及び大山ダムの供用開始により福岡地区水道企業団への受水費が1,500万円程度増額したことによるものであります。

また、第4条資本的支出において16.1%減の1億3,219万6,000円の予算を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方、よろしく願います。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、請願及び陳情の報告をいたします。

請願及び陳情各1件を受理しておりますので、事務局長より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君） 本議会に請願1件、陳情1件の提出がありましたので、御報告をいたします。

なお、請願、陳情ともに、趣旨等につきましてはお手元に配付の資料のとおりでございますので、省略させていただきます。

まず、請願1号。

受 理 年 月 日 : 平成25年2月21日

件 名 : 農地の都市計画調整区域の見直しに関する請願書

請願者の住所氏名 : 代表 糟屋郡篠栗町大字篠栗4914

秋吉清種氏

糟屋郡篠栗町大字篠栗4960-6

澁谷直利氏ほか22名の方でございます。

紹介議員は、荒牧泰範議員と村瀬敬太郎議員でございます。

次に、陳情1号でございます。

受 理 年 月 日 : 平成25年2月22日

件 名 : より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を

求める意見書提出を求める陳情書

陳情者の住所氏名 : 福岡市中央区大名 1 - 1 0 - 2 5

福岡県保育団体連絡会 代表 成富正敏氏

でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（今泉正敏君） 日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第4号から議案第22号までの19議案と請願・陳情を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第4号につきましては人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

次に、議案第5号から議案第12号までの8議案と請願・陳情につきましては、お手元に配付の議案付託表及び請願文書表並びに陳情文書表のとおり、総務建設・文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

また、議案第13号から議案第22号までの予算関連10議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に8番、松田國守議員、副委員長に10番、阿高紀幸議員を指名いたします。

予算審査については、補正予算の審査が終了次第、引き続き当初予算の審査に入ります。

最後に、要綱3件については、所管の常任委員会にて報告を受けていただきたいと思います。

日程第 6、議案第 4 号、篠栗町監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を城戸総務課長に求めます。

城戸総務課長。

○総務課長（城戸清壽君） それでは、説明をいたします。

議案第 4 号

篠栗町監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字篠栗 4 6 5 5 番地 3 9

氏 名 : 福原和男

生年月日 : 昭和 14 年 2 月 11 日

平成 25 年 3 月 7 日提出

篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現監査委員の福原和男氏が平成 25 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方自治法第 196 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

裏面に履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいま総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時54分

平成25年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月11日(一般質問)

平成25年 第1回 定例会 会議録

日時 平成25年3月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	4番	横山 久義
5番	大楠 英志	6番	草場 謙次	8番	松田 國守
9番	今泉 正敏	10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子
12番	荒牧 泰範				

欠席議員

3番 今長谷 武和 7番 阿部 寛治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日、今長谷議員と阿部議員が病欠ですが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、傍聴席の皆様へお願いいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページにございます注意事項も厳守していただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、横山でございます。今回は、ごみ処理施設に関する質問に絞ってお尋ねいたします。

同じようなテーマで、昨年12月議会においてほかの議員から質問がありましたが、その質問並びに答弁を聞いておきますと、何やら私が糾弾されているような錯覚を覚えた次第であります。

議員は議長の許可を受けて質問いたします。ですから、たとえ質問内容に事実とかけ離れた発言があったとしても、そのことに私が異議を唱えることはできません。ただ、その内容を容認し、同じような認識を町長が持つてあるとすれば話は別であります。したがって、12月議会における町長の見過ごすことができない事実誤認を正すためと、今後の事業計画の方策についてお尋ねしたいと思いますが、その前に、現在のクリーンパークわかすぎが稼働するまでのいきさつを、私が知る限りにおいて簡単にお話をいたします。

平成に入って間もないころ、にわかにダイオキシン問題が大きな社会問題になっ

たことは御承知のとおりであります。ダイオキシンは、過去において大量に使用された農薬にも含まれていた猛毒であります。水に溶けにくい性質を持ち、それゆえいつまでも土中に残留するといった厄介な代物であります。

このダイオキシンは廃棄物、とりわけビニールやプラスチックなどの塩化化合物を常温で燃焼させるときにも大量に発生することから、国はダイオキシンの発生を厳しく規制する方針を打ち出し、実行に移したことは承知のとおりであります。

このことにより一般家庭の焼却炉は姿を消したわけですが、当然、自治体等が運営する焼却施設にも、猶予期間を挟みこの基準が適用されることとなりました。国内の多くの施設はこの基準を満たさず、既設の施設を大改修するか、施設を新設するかを選択を迫られ、大騒動になった次第であります。

久山町を除く糟屋中部と糟屋南部の5町は、広域でごみ処理を行う道を選び、志免町のボタ山跡地にその施設を建設すべく、5町による協議会なるものをつくり、お互いに職員を派遣し合い、数年の歳月をかけ計画を進めたわけですが、残念ながら、この協議会は解散の憂き目にあっております。その原因は幾つかありましたが、何と言っても、地元住民の猛反対にあったことが一番大きな要因だったと考えます。

ところが、5町協議会解散直後、須恵町、粕屋町、そして篠栗町の3町による広域処理の準備会が発足し、施設を現在のクリーンパークわかすぎの地に建設する方針が打ち出されました。

そのすぐ後に、私は深澤元町長からバトンを受け取ったわけですが、そのとき私は二つのことを懸念しておりました。一つは、宇美町と志免町を除いたということであります。それなりの理由はあったとしても、今後の広域行政に支障が生じるおそれがあるのではないかとといった懸念であります。二つ目は、場所の選定理由が説得力に欠けていたことでもあります。

正直言って、少し強引過ぎるとも思いました。しかし同時に、既設施設を利用できる期限が平成14年11月末と迫る中、そうせざるを得ないほど状況が逼迫していたことも、これまた事実であると認めざるを得なかったのであります。

施設建設に向けての事業計画を作成するに当たり、一つには、絶対にダイオキシンが発生する処理方法は採用しないこと、二つには、施設内に最終処分場を併設することで地元をお願いする方針を立て、当時まだ技術的に完全には確立されていないRDF方式を採用し、敷地内には屋根つきの最終処分場を考えた次第であります。

最終処分場を15年間の容量に限定したのは、プラントの耐用年数と建設費用の返済期間が15年間だということや大牟田のRDF発電所との協定期間が15年間

であること等によるものですが、最大の理由は、地元からの強い要望だったことでもあります。つまり施設組合としては、次の施設を検討するため緊急避難的に15年間の稼働をお願いしたものであります。

地元に対策委員会をつくってもらい協議に入ったわけですが、早速、懸念していたことが現実のものとなりました。なぜこの地に決めたのか、ほかに候補地を探さなかったのか、ほかの候補地との比較はしたのか等厳しく追求されました。しかし、組合としてほかに候補地を探す余裕はありませんでした。ですから、ひたすらお願いするしか方法はなかったのであります。そして、協議、打ち合わせを何十回となく重ねた結果、やっと了解をいただいたわけであります。

本来は当初の方針どおり、3町だけの施設を考えればよかったのかもしれませんが。しかし、このまま宇美町と志免町を除外して計画を進めると必ず将来に禍根を残すと考え、悩み抜いた末、再び地元はこの2町のごみも引き受けてもらいたい旨のお願いをいたしました。蜂の巣をつついたような騒ぎとなりましたが、説得に説得を重ね、宇美町の可燃ごみについては宇美町の最終処分場を使用することを条件に了解をいただきました。志免町については随分と難色を示されましたが、粘り強くお願いし、最後には了解をしていただいたことは御承知のとおりであります。その感謝の気持ちを篠栗町に示す意味で、協力金が我が町にも贈られた次第であります。

以上、クリーンパーク若杉が誕生するまでのいきさつを簡単にお話ししましたが、いよいよこれから具体的な質問を順次行いたいと思います。

まず初めに、町道乙犬切通線及び乙犬中園線の改良工事に関して、お尋ねをいたします。

私は、今までに工事がなぜおくれたかなどと尋ねたことはありませんでした。しかし、町長は、これらの工事が大幅におくれたと認識してあるようですが、なぜそのように思われるのか不思議でなりません。もちろん工事は早く終わるにこしたことはありません。しかし、道路の改良、とりわけ法線の大幅な修正を伴う場合は、将来に禍根を残さないためにも慎重であるべきことは言うまでもありません。恐らく慎重に対応された結果、時間を要したと私は理解しておりますが、町長は、なぜ工事が大幅におくれたと思われたのか、その理由をお聞かせください。

また、工事の進捗と次期処理施設の取り組みが大幅におくれたこととは何の因果関係もないのに、どうして事業計画のおくれを工事のおくれのせいにするのか説明願います。

私は、はっきり申し上げて、次期処理施設に関する事業計画のおくれは、三浦町

長を初めとする施設組合関係者の怠慢によるものだと思っております。それから、私があなたに引き継ぎをしなかったことを鬼の首をとったかのように言われる方がおられるようですので、この機会に私の所見を申し上げさせていただきます。

昨年末、国において政権交代があった際、石原大臣を初め数名の大臣は引き継ぎをされておられません。その理由は、行政の詳細は官僚が把握しているため、引き継ぎをする必要がないと考えたからのことでした。私も経験上、無意味だと考えたからにほかなりません。

それから、引き継ぎがなかったことにより最優先課題が何なのかを決めるのに苦労したとの発言がありましたが、何を最優先するかなどの決定は、まさにトップの仕事であり、そんなことまで引き継ぐことはないことをここで申し添えておきます。

本題に入り、次の質問に移ります。

次は、志免町からの協力金についてお尋ねいたします。

志免町からの可燃ごみを引き受ける際、総額2億4,000万円の協力金を篠栗町はいただいております。これは我が町及び地元関係者に対する志免町の感謝のあらわれだと思っております。しかし、町長は逆に、我が町は志免町に感謝すべきだと考えてあるようですが、志免町に感謝しなければならない理由を明らかにしていただきたいと思っております。

常識的には、感謝するほうが協力金を贈るのではないのでしょうか。また、篠栗町が地元との協定書に基づいて支払っております協力金と志免町が篠栗町との協定書に基づいて支払った協力金2億4,000万円とを同じものであると勘違いされている方も多いようですが、町長の認識も同様に間違っているように思えてなりません。12月議会での答弁で、「地元を支払う協力金は平成25年度まで」と協定違反の発言をされたことも事実関係を理解されていないことのあらわれだと思っております。町長は、これら2種類の協力金についてどのように認識してあるのか、この際、はっきりとお聞かせください。

それから、施設組合も、志免町から2億円の協力金をいただいておりますが、この協力金は、全て町道乙犬切通線及び乙犬中園線の改良工事費用に充てられたとする質問内容に、町長は何ら訂正も否定もされておられません。

平成14年度から5カ年間、4,000万円ずつが志免町から施設組合に支払われていると思っておりますが、この協力金は、その年度年度で施設組合を構成する3町の負担金の一部に充てられているため、篠栗町の町道改良工事にはほとんど使用されていないと考えます。なぜかと申しますと、平成15年度から19年度までの間は、

篠栗町の工事はほとんど進んでいなかったからであります。この2億円が篠栗の工事にどれほど使用されたかどうかを明らかにするため、平成14年度から19年度までの期間で、二つの町道改良工事のため支出された事業費を年度別に示していただきたいと思います。

次の質問は、宇美町及び志免町のごみを引き受ける際の地元に対する協力金等の増額の有無についてであります。

私の記憶では、2町の可燃ごみを引き受ける際、最終処分場とのバーターや志免町から篠栗町及び施設組合に対する協力金はありましたが、地元に対する協力金の増額や要望事項の追加などはなかったと思います。もしそのような事実があったのなら明らかにしていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

志免町と我が町との協定書に契約期限切れ年度以降について、この施設で志免町が可燃物の処理を行い、相互委託関係にない場合においては両方で協議を行うと記載されていることがクリーンパークわかすぎの稼働延長を前提にしたものであるとの見解を町長はお持ちのようではありますが、はっきり申し上げて、それは町長の希望的解釈でしかありません。

志免町と篠栗町との協定書の趣旨は、可燃ごみの引き受け期間と引き受けるに当たり志免町が支払う協力金の総額及びその支払い方法を明確にすることであり、それ以外のことについては両方で協議するとしたものであります。ですから、この協議書の文面から、「稼働延長を前提にしている」と解釈することは無理であろうかと思えます。

当時施設の稼働延長はないとの共通認識を施設組合側も地元関係者側も持っておりました。稼働延長はないことを協定書に明記せよとの地元関係者の声もありました。しかし、最終処分場の容量を15年間分と定め、その跡地を公園やグラウンド等に利用することなどを考えていることを地元へ回答し、さらに大牟田の発電所との協定期限も15年間であること等を説明して、協定書に明記しなくても延長はない旨を納得していただいた経緯があります。

ここにそのことを裏づける1枚の文書があります。この文書は、当時の対策委員会で議論する際、使用されたものです。用紙の周辺はかなり変色し、作成されて10年以上が経過していることが容易に判断できます。この文書の1項目目に操業期間の欄があり、そこにこのような記述があります。

「操業期間を明確し既存施設では期間延長を認めない」、この文書は当時の対策

委員会に籍を置き、現在は乙犬区の関係水利組合の委員長を務めてある方が大切に保管されている関係処理つづりの中にあります。その資料ファイルのコピーが実はこれでございます。そして、期間延長を認めない文章が記載されている文書がこれでございます。この欄には、自筆で「15年間」と明記され、しかも附せん紙が張られています。ファイルに附せん紙が張られた箇所は、この箇所を含め2カ所しかありませんでした。そのことから、この記述内容がいかに重要であったかがおわかりいただけるかと思えます。

私が申し上げるまでもなく、稼働延長はないことが共通認識だったことは間違いないでございます。ですから、5町の覚書及びその解説書に、稼働5年をめどに次期施設の事業計画に着手することをうたっているのです。つまりこの項目は、新たな場所に施設を建設することを念頭に置き、事業計画に臨まなければならないことを忘れないようにするためだったのです。

町長は、施設組合議会や本町の議会で平成30年度以降も最低10年間、プラント設備の稼働は可能であると発言されておりますが、プラントが技術的に15年以上使用できることは計画当時からわかっていたことでもあります。15年で壊れるような施設をつくるわけではありません。しかし、プラント設備が技術的に使用できることと施設の稼働延長が可能であることは意味が全く違います。確かに、次期事業計画であらゆる可能性を追求することは大切なことでもあります。ですから、その選択肢の一つに稼働延長を考えることは理解できます。しかし、どのような検討を行うにしても、計画当時の地元との約束事を尊重し、計画を推進することを忘れてはならないと思っております。

町長は、24年度中に次期事業計画にめどを立てると発言されていましたが、どんなめどが立ったのでしょうか。もし、稼働延長のほかに策がないとなれば、町長や施設組合関係者は無責任のそしりを受けても仕方ないと考えます。三浦町長に限ってはそのようなことはないと思っておりますので、ぜひ稼働延長のほかにどのような方策を考えてあるのかをお聞かせください。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。ただいまの横山議員の御質問にお答えする前に、本日は3月11日でございます。東北大震災からちょうど2年がたとうとしております。私たちは、犠牲となられました1万5,881人の御冥福をお祈りするとともに、行方のわからない2,668人、今なお避難生活を余儀なくされ

ておられる約31万5,000人のことを思い、この篠栗の地にあつて真に復興を実現するためにいかなる行動をしていくべきか、改めて思いを刻む日としてこれから進まなければならないとっております。今後も、皆さんと一緒に考えてまいりたいとっておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの御質問の中で、冒頭のお話でしたが、平成8年以降、ごみ処理に関する協議がスタートし、6年以上の長きにわたつて協議を進め、実現に至つたこの間、関係されました当時の町長方をはじめ、その他の関係者の皆様方には大変な御苦勞があつたことを改めて感謝申し上げるところでございます。

それでは、御質問の趣旨に従つて順番に答弁いたします。

まず、乙犬切通線、乙犬中園線の改良工事についての御質問であります。

これにつきましては、昨年の12月議会において議員の御質問に答弁いたしましたとおり、地権者の皆様の共通理解の中で事業を実現するための協議等に時間を要した結果、御質問された議員がおっしゃいます遅延とされる時間がかかつたと考えているところでございます。

具体的には、地元説明会や地元代表者との協議のほかに、平成17年度から用地関係の委託事業を開始し、平成21年度に用地買収契約に着手、一定区間の買収が完了して、乙犬中園線の工事にも着手いたしました。なお、用地買収は、平成24年5月に完了いたしましたので、工事につきましては平成25年度に完了する見込みであります。

また、事業計画のおくれを改良工事のおくれのせいにはしておりましたが、そのような表現というわけではございませんで、昨年12月議会で質問された議員の御質問にお答えいたしました。道路改良工事が進んでない段階での次期施設についての対応の決定は、地元との交渉に少なからず影響を及ぼすおそれがあつたのではないかと申し上げたわけでございます。

次に、志免町からの協力金についての御質問でございます。

まず、志免町に感謝しなければならない理由をとの御質問でございますが、志免町は篠栗町へ協力金を支出されたことについては、その御勞苦や誠意に対して敬意を払うべきではないかと議員の御質問があつたものであります。

次に、篠栗町から地元への協力金と志免町から篠栗町への協力金との間にどのような関係があるかという御質問でございますが、篠栗町と志免町との協定書には、篠栗町が負担する地元協力金について、相互委託にかわるべきものとして志免町がその負担を支援する旨、記載されております。

3番目の御質問の志免町から清掃施設組合の協力金の使途につきましては、ただいまの議員の御質問のとおり、構成3町の負担金に充てられております。その各町の負担金は、組合や施設の運営のほか道路整備にも使われておるわけでございます。

平成15年度から平成19年度までの期間で町が清掃施設組合に請求した道路整備等に係る負担金は、平成16年度の大谷池新設事業426万1,000円、平成17年度の切通池調査測量設計業務548万1,000円、平成18年度の乙犬中園線ほか1路線測量設計業務など961万8,000円、平成19年度の乙犬中園線ほか1路線調査測量分筆登記業務に1,242万9,000円となっております。

なお、ただいまの質問では、12月の私の議員の質問に同調したとおっしゃいますが、私は御質問に対して答弁はいたしました。御質問の内容について意見は申し上げておりませんので、御承知おきいただきたいと思います。

3番目の宇美町と志免町の可燃ごみを篠栗町が引き受けることにより、地元から協力金の増額の要望があったかという御質問は、私はそのような要望は承っておりません。

最後の御質問でございますが、志免町と篠栗町との協定書において、契約期限切れ以降もこの施設で志免町の可燃物の処理を行い、相互委託の関係のない場合においては両方で協議を行うと記載されていることや、クリーンパークわかすぎの稼働延長を前提にしたものであるという見解を私が持っているとのことでありますが、私は、そのような見解は持っておりません。

昨年12月議会において議員の一般質問の中での答弁で、この協定書を文字どおり解釈すれば、この施設はその継続の可能性が当初から排除されているわけではないと思われるということを申し上げたものでございます。

また、プラント設備が技術的に延長稼働できることと施設の延長稼働とは意味が違うことは当然でございます。しかし、プラント設備が技術的に延長稼働できるということは、あらゆる選択肢の中から、次期施設の方向性を検討するに当たり重要なポイントであることは否定できません。

最後に、施設の稼働延長のほかどのような方策を持っているかの御質問でございますが、まずは次期事業計画の根幹であるクリーンパークわかすぎの稼働延長につきまして、地元皆様の御理解を得たいと考えておりまして、その上で各町と協議を行いながら、次期事業計画を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 細かなことの再質問は省きますけども、町長は、地元の水利組合への協力金の支給は平成25年度までであることを昨年の12月議会での答弁や最近の地元監視委員会の席で発言されております。地元との協定書を根拠にしてあるのかもしれませんが、協定書には、本施設が存続する限り支給するとのみ記載してございます。その文言はどういう意味なのかといいますと、いわゆる現在のクリーンパークわかすぎが稼働を停止するまで支給するという意味ではございません。停止したら今度は撤去しなければいけない、施設をですね。そして、施設を撤去するときには、当然、工事が伴う。そのときに結局、水利関係には迷惑をかけるということもありますから、撤去工事が終わるまでという意味なんです。ですから、この施設が存続する限りという表現を使っているわけでございます。

そうなりますと、平成25年度まで支給するということは、この協定にも違反した内容になる。しかも、それを地元の監視委員会の席で発言をされているというふうに聞いております。やはりこういう協定書というものは非常にシビアなものもございまして。もちろん協定といったら契約とはちょっと違います。紳士協定と言うぐらいですから、お互いに理解し合っただけの協定書ですから、そこらは緩やかに理解してくれるとは思いますが。しかし、25年度まで支払うけども、26年度以降は支払わないとなると、果たして26年度以降は、これはもう稼働しないんだなというふうに受けとめられかねないと思います。そういうところをもっと慎重に、三浦町長は、このごみ処理施設に関しては最高責任者ですから、慎重にやってもらわなければならないと私は考えております。

次期事業計画の選択肢、私は、選択肢の一つに、先ほど申しましたように、稼働延長を考えてもらって構わないと思います。しかし、当初、計画をするときにRDFの将来性というものも疑問視されていた。ですから、平成30年以降、例えば大牟田のRDF発電所は稼働するのかどうかすらも見通しがわからない。そういうときに稼働延長を前提には地元とは話はできないし、今、お忘れになっているかもしれませんが、最終処分場を併設するということが計画は進んでおりました。その最終処分場が15年間しか容量を持たせてないんです。だから、そういうところも含めて考えていただければ、まず地元との合意、やはり稼働延長は基本的にはないよということから私はスタートしなければいけないと思っております。そのためには、だから5町の覚書に稼働5年後から着手しなさいとなっているんですね。

その中には、事業主体を決めることも含まれているんです。これは稼働延長を前

提にやったら、事業主体を確定するというような文言は入れられないんです。なぜかといいますと、その当時、地元は3町以外は認めていません、組合に入ります。ですから、こういう文言が入っているということ自体、稼働延長を度外視して、とにかく別の場所に次のプラントをつくると。そういう用地を確保するということが前提に、そしてそれができたら、あともっとこのプラントが使えますよということで延長をお願いします。ですから、今さっき三浦町長が言われたことは、順序があべこべだと思います。

まずは、いかなることがあってもやれるような体制をとって、そして、その中で稼働延長をお願いしますという方法をしないと、稼働延長だけで今、話していますと、ほかに方策がないようですから、そういうことで果たしてこの事業計画がうまくいくのかどうか、お答え願います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 御質問の中で、ちょっと私が、地元と話していることを短絡的に御理解されているといいたいまいしょうか、誤解があるように思えますので1点申し上げますと、現在、地元水利組合に、ただいまお話があったような、この3水利組合に対する合計600万円の分は25年度までですよ、後は払いませんよとあたかも言っているようにおっしゃってありますけれども、これはもともと志免町の15年間稼働分についての600万円の分というのが11年間に払われておりますから、25年度までなんですよということを申し上げて、その後、これは私は今、町長という立場で話しておりますので、クリーンパークの施設の組合長という立場で皆様方に説明している会が、つい先日の3月7日に開催されましたが、そこではまた踏み込んだ表現をしておりますが、この辺はクリーンパークの議会の中で説明していきますので、クリーンパークの議員を通してお聞きいただきたいと思いますが、当然のことながら、地元では、26年以降どうするんだというような御意見も出てきておりますので、これについては、やはり私どもは今と変わらないことをしていくことも当然のことながら考えていかなければいけませんよねという前提でいろいろ協議を進めていることをごさいますして、私が、各区の水利組合長に、もう払いませんよと言ったことというふうに御理解されると困りますので、その旨、お伝えしておきます。

今、皆様方に、サイレンが鳴っておりますので御心配かと思いますが、尾仲区の西浦公園近辺の家屋火災のようございまして、また情報が入りましたら御報告をすることといたしまして、今の説明を続けていきますが、いろいろ5町ブロック

の覚書のことを今、質問でおっしゃってありますが、当時12年3月1日、一方、いろいろな協定書というのがそれぞれありまして、地元と篠栗町との協定書、これはどこからどう資金が出ようと関係ないんだと。地元としては、篠栗町から補償いただいているということの前提での協議でございます。

もう一方、甲が篠栗町長、それから乙が志免町長という形での志免町と篠栗町との協定書もありまして、これは篠栗町内に須恵町外二ヶ町清掃施設組合が建設するごみ処理施設において、志免町の可燃物処理を受け入れるに当たり、篠栗町及び志免町は次のとおり協定を締結するという協定書でございますが、その項目の中で、第3条の支援金の支払い方法は、前条第1号、第2号の15年間分、平成14年度から28年度までを一貫して平成12年度から3カ年で支払うものとし、各年度8,000万円を9月末までに支払うものとするという項目の3項目に、平成29年度以降もこの施設で乙の可燃物の処理を行い、相互委託関係にない場合においては、甲及び乙で再度協議を行うこととするという項目もあるわけでございます。

いろいろな可能性を持たした中でのそれぞれの5町ブロックでの協定であったり、両町の協定であったり、町と地元3区との協定であったりするわけございまして、そのようなことも含めて、そしてまた別途いろいろな諸情勢があったというふうにお話がありました、このRDF施設が本当に将来性があるものかどうか、福岡県にだまされたんじゃないかというようなことも含めて、夢のある話とっておったが、大変なことになりそうだという懸念もあったというようなお話もありました。あるいは大牟田リサイクル発電所は、果たして29年度以降はもう稼働しないんじゃないかという、そういう御心配もありました。

その辺は時を経ていく中で、一つ一つクリアになってきておるところでございます。例えば大牟田リサイクル発電所は、県と大牟田リサイクル発電所の株主であります電源開発も、確実に5年延長は決めたと。そこにつきましても、これから先、どういうふうな状況になっていくかわからないけれども、この石油価格の高騰と、いわゆるごみ処理のRDFを燃料とするいろんな施設の取り組みが民間も含めてこれだけ活発になっていく中で、事業の展望としては、これまでのような悲観的なことは思っていないというようなことを、常々、私どもも大牟田リサイクル発電所の運営協議会の中で、県及びこの会社から報告を受けているところでございます。

一方で、宇美町の最終処分場も、いわゆる29年度末までの処理規模だということとでスタートしたことは今、お話があったとおりでございますが、これはその他の諸情勢の中で、処理が思いのほか処理物の搬入が多かったということで、既に2次

計画ということで、処理規模を拡大するための地域計画が進められておりまして、国の許可もおりて、この工事に入る段階にも至っております。

そういう最終処分、いわゆる不燃物との関係、あるいは大牟田リサイクルとの関係、そしてまた、議員御自身がおっしゃいましたプラントの稼働可能施設としての関係、いろんなものを相互に検討していきながら、これからの可燃物処理について地元と協議をしていきたいということをクリーンパークの組合として行っているところでございます。そういう状況でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 今の答弁で、今、地元水利組合に毎年600万円を支給いたしております。これは篠栗町が支給しているんですね。ですから、篠栗町が支給しているのに25年度までですよとか篠栗町町長が言う必要も何もないんです。この協定に基づいて本施設が存続する限りは支給は続きますよというだけのことなんですから、別にそこに年度を入れる必要も何もないと思います。

そういうことで、町長の意向が、意味が違うということでございましたけども、地元の方はそう受け取らないでしょう。また、議事録でも、そういうふうには受け取れません。

ですから、この際、もう一度、念のために聞きますけども、これは本施設が存続する限り、地元は篠栗町から支給されるということだけしか思っておりませんから、そのお金が例えば施設組合から支給されようがどこから支給されようが、それは関係ないことですから、そのことははっきりとこの席で言うておかれたほうがいいんじゃないかということ、それが1点。

それから、次の事業計画を進めるに当たっては、地元と交渉って、今、稼働延長をお願いするしか方法がないということでしょう、はっきり言って。このような交渉はできませんよ。例えば、稼働延長がもし可能であったとしても、いずれはあそこのプラントは終わるんです。どこか別に移さなければいけない。ですから、この際、次のプラントの用地を確保するぐらいの努力はすべきだと思います。

もう一つ言わせてもらうならば、あそこの大福のいわゆる野ざらしになっている廃棄物も何らかの形で撤去する、そういうことをやって、地元の信頼を得て、そしてプラントもまたもっともっと使えますから、もう少し使わせてくださいというのが私は交渉だと思うんですね。だから、そのあたりの次のプラント用地の検討だとかはされているんですかということをお聞きしているんです。もうその点だけに絞って言うてください。

○議長（今泉正敏君） その点だけに絞ってって、最初の答弁はいいんですか。2点
でしょう。

じゃあよろしくをお願いします。

町長。

○町長（三浦 正君） まず1点目、事業を継続する以上は補償も継続するというこ
とを言っておかれたほうがいいのではないかという御質問というか、再度の質問で
ございました。

それにつきましては……

○4番（横山久義君） 質問の意味が違っているんですが、いいですか、再質問では
なくて。

○町長（三浦 正君） じゃあちゃんとした質問をしてもらう前に。

○4番（横山久義君） いいですか。

○議長（今泉正敏君） はい、どうぞ。

○4番（横山久義君） 最初の質問は、いわゆる事業を延長どうのこののじゃなくて、
結局、今の地元との協定書では、25年度までだとか何も期限を切っていないんです
よ。あくまでもあの施設が、要するに稼働が終わっても存続するかもしれないんで
すね。そのときでも撤去するまでは支給するという意味なんです。だから、その点
を確認したいということなんです。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 何か勘違いしていらっしゃるところもあるんですけども、
もともと私もずっと事績を見ていく中で、志免町との2億4,000万円が出てき
たスタートの経緯として、クリーンパークのまず立ち上げのときの会議の中で、も
ろもろの諸情の金額を合計すると2億4,000万円だと。その中に地元の水利対
策に関することも含めて2億4,000万円という金額が出てきて、それが最終的
に志免町に要望されたのではないかというふうな流れになっているようでございま
して、そういうふうなことからすれば、15年間分の水利組合に対する支払いが2
9年度末までで終わるという前提ですけど、スタートしたときから15年間分とし
て払えば、11年度からスタートしていますから、25年までで終わる形になっ
てしまうんですねというお話をしたにすぎないわけで、それをそういうふうにし
つけてきたような言い方をされるのは非常に心外でございますので、今、その辺の
ところは、ただ、そういうふうに取り出れるんですねという投げかけをして、当
時の対策委員会の時代からいらっしゃった方々に事実関係はどうだったのかという

ことを確認して、そしてまた7日にそういう協議を継続してやっているということでございますので、私も、地元と篠栗町の協定書、いわゆる事業が存続する限りというのは非常に重い文言であると思っておりますので、それについては、別にそれをないがしろにするつもりは毛頭ございませんことをここで申し上げます。

そしてまた、事業延長について最大限の努力をして、そしてまた、隣にありますいろんな民間の施設についても、具体的な表明ができるようになって臨むべきではないかというようなお話でございますが、それは並行してやっていく努力でございます。まして、議員も、この施設については、先ほどのお話の中で、この施設自体は十分稼働可能だということであれば、またこれを稼働していきつつ、その他の施設のことについても、貴重なスタートからのいろいろ御経験を持っていらっしゃるわけでございますので、御助言をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 質問順位2番、今長谷武和議員が、先ほども申しましたように本日欠席でございますので、次に参ります。

質問順位3番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 議席番号12番、荒牧でございます。町長に2点ほど質問いたします。

まず初めに、「町に書店を」との声が多いが再検討をということで、再三にわたりお願いし、実現が難しいとのお答えの書店誘致の件ですが、近ごろでも本屋さんを町につくることのできないのかという相談が私のところに多く寄せられます。現状を見てみますと、行動弱者とも言える子どもや高齢者と障害をお持ちの方が書籍を購入する場合は、町内に書店がないために、欲しい本を買おうとしてもままならず、家族が出かけたときに買ってきてもらうとか、子や孫に電話して連れていってもらうという状況です。

町が特定の業者の擁護や長期契約を結ぶことはあるべき姿ではありませんが、この場合、町民福祉の観点から、書店出店の収支の裏づけの一部として、図書館を初め小中学校や各課の書籍購入時に出店業者を優先するなどして誘致することを考えても、血税の執行のあり方として許される範囲と思っておりますが、いま一度、実現に向けて検討の上、広く交渉していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目に、景観地区を作り集客をということで、このところ日本各地でアニメキャラクターの銅像を置き、〇〇ロードをつくったり、古きよき時代を思い起こさせ

る昭和の町並みの再現するなどして集客を図る自治体が目立ち、今のところそれなりの成果を上げているようです。

しかしながら、キャラクターの使用権やレトロな物品の収集には大変な費用がかかる上に、縁もゆかりもないものをつくるわけにはいきません。我が町での集客を考えると、幸いなことに緑豊かな山々を持ち、上町水車橋線（通称旧道）には心和む風景がまだまだ残っています。それに加えて、昨今、若者の車離れが進む中で、JRの駅や西鉄のバス停があるという地の利もあります。そこで、駅周辺から夏祭りでにぎわう神社までの旧道の水路を改良し、多年草を植え、飛び石を置き、蛍を放ち、幅員があるところはベンチを設置するなどして、心休まる遊歩道として、その遊歩道のお店で和菓子を食べたり、お酒を飲んだりして楽しんでいただけるような場所にしていけば、途中下車してもらえる町になると思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、町長にお尋ねします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の御質問に答弁をいたします。

まず、質問の第1番目、「町に書店を」との声が多いが再検討をという御質問でございます。

これまで再三にわたり、書店誘致に係る御質問に対しましては真摯に答弁を重ねてまいりましたので、ここでまた同じ内容を繰り返し述べることは避けてまいりたいと思っております。

そこで、今回の御質問の中で言われました特定の書店に対して篠栗町に出店することを条件に、町で購入する書籍を優先的に発注する契約ができるかについてちょっと考えてみましたが、町などの普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、競争入札を原則としておりまして、競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法は随意契約となるわけでございます。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令で九つの場合に限られているものでございまして、今回の出店業者を優先させるというのは、施行令上、困難であると考えざるを得ない状況でございます。

「町内に書店を」というお気持ちは十分理解しているつもりでございまして、ただ、書店以外の他の業種との兼ね合いなどの問題もございまして、この件に関しまし

ては、篠栗町が経済市場から見て出店意欲を持たせるような魅力のある市街地形成の実現をできたというようなところであれば、当然、書店組合等も書店意欲を表にしてくると思いますので、そういうふうな市街地形成の実現をまず私どもとしては進めていかなければいけないかというふうに理解しておるところでございます。

2番目の景観地区をつくり集客をとということでございます。

町道上町水車橋線、いわゆる旧道篠栗街道につきましては、現在の「篠栗町都市計画マスタープラン」の中において、その整備方針を定めております。旧篠栗街道のうち、今、言われました駅周辺から神社までの区間は、マスタープランの篠栗地域の地域整備方針に旧篠栗街道の修復として、「旧篠栗街道は町の歴史資産として歩行空間の整備、沿道建築物の景観整備、水路の利用のあり方の検討などを図る」などとうたっております。また、来年度から「都市計画マスタープラン」の見直しを計画しておりますので、新しいまちの個性を創造していくためにも、今、申し上げました現在のプランにうたってあるところを実現していくような整備を十分検討し、実現してまいりたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 間もなく1時間を経過しますので、ここで10分休憩を挟みます。

11時5分から開始します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（今泉正敏君） 一般質問を再開いたしますが、先ほどの火事の件につきまして、総務課長から報告がございますので、よろしく申し上げます。

城戸総務課長。

○総務課長（城戸清壽君） それでは、先ほどの火災の件でちょっと情報が入りましたので、御報告いたします。

現場に確認いたしましたところ、現在、建設中のアパートの2階のベランダが焼けたということで、現在は既に鎮火しておるということでございます。

住民はいないというようなことを報告がっております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位4番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） 議席番号6番、草場です。防災について質問をいたします。

23年3月に、田中区内のアパートにおいて不審火が起きたことを西日本新聞に掲載をされました。その年の6月に、私の借家の誰も住んでいないところから火災

が発生をいたしました。その際には、町に大変御迷惑をおかけいたしましたことをこの場をおかりましておわびを申し上げます。

その後、24年2月に、田中区内において、アパートで放火魔による火災が発生をいたしました。それから1年たったことし2月11日に、田中区内のごみ置き場が深夜1時ごろ放火をされ、消防隊、警察官が出動する騒ぎが起きました。また、その月の25日にも、同じ時間帯に、同じごみ置き場がまた放火され、消防隊、警察官が出動されております。区長さんより、すぐこのような不審火があっていることを知らせる回覧板が回されました。しかし、その2日後の27日23時ごろ、今度は私の車庫の前にごみを出したところ、また放火魔に火をつけられました。向かいの奥さんが発見され、火を消され、私に報告をされましたので、すぐに消防署に連絡し、また消防署、警察官が出動されました。

25日の事件につきましては、その火災が起きた場所で、23時ごろまで警察官が交通取り締まりをされていたと聞いています。警察官が引き上げられた直後に放火をされております。たまたま巡回されていたパトカーが火災を発見され、火を消しとめられました。その間、わずかの時間でした。とても住民の方による安全パトロールでは防ぎようのない状況であります。

この一般質問の通告書を出した後の3月4日の0時過ぎから私が一人で夜間巡回をしている最中にも、また放火をされました。そのことがテレビ、新聞などで報道され、この連続放火事件のことを皆さんも知らされたと思います。

住民としての対策としては、家の周りに灯油、新聞紙などの燃えやすいものを置かないようにすることです。このような事件が多発したことは今まで私の記憶にはありません。今、私が一番心配していることは空き家の問題です。4月より空き家対策の要綱が施行されます。これまでの火災は1軒で済むか、ぼや程度で終わっていますが、密集地でこのような火災が起きれば大惨事になりかねません。住民の方は戦々恐々とされておられます。何か消防署、警察と話し合って、地域の方が安心して暮らせるよう、町としての対策を考えてあるかをお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、草場議員の御質問に答弁いたします。

防災についてということでございました。今、お話がありましたように、田中区内においては、近日、連日して発生しております不審火につきまして、メディア等

で報じられて、皆様方も御存じのことでございます。

現在のところ幸いにして、地域の方やパトカーの巡回による早期発見で大事には至っておりませんが、地域住民の方々は、心配で夜も安心して眠れない日々が続いているのではないかとお察しいたします。

さて、この不審火は、放火の疑いが強いと聞いております。その対策として、中部消防署では2月28日から3月7日まで、夜の10時から11時まで特別警戒としての巡回を決定し、開始、そして終了したところでございます。

また、篠栗町消防団でも、同じく2月28日から、地元分団による巡回を行っておりますが、地元団員のみでは負担が大きいことから、不審火の発生が集中しているごみ出し日の深夜0時から1時までの間に限定して、3月末まで各分団の当番制による巡回を開始したとの報告を受けております。

ただ、こうした巡回につきましては、放火を抑止するにとどまることから、一刻も早く警察により犯人が逮捕され、地域の安全・安心が保たれることを切に望んでいるところでございます。私も近々、粕屋警察署に犯人逮捕に向けての要請と逮捕に向けて協力する旨、申し上げるため伺いたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 6番、草場謙次議員。

○6番（草場謙次君） 一連の放火事件を見ておりますと、ごみ収集の水曜日と日曜日の23時過ぎから約1時ごろの時間帯に犯行が行われております。田中区では、区長さんを中心に、3月6日水曜日から日曜日に巡回夜警を行っております。今度も6日と昨日1時半まで夜警をいたしました。まだ犯人はそのまゝの状態です。このままでいきますと、田中区は警戒が強いためによそに飛び火する可能性もあるかと考えております。

4月より施行される空き家対策の要綱では、家屋を壊してほしい方が申請するようになっておるようです。危険家屋の持ち主の方が家を壊す意思がない場合のことを私はちょっと懸念をしておるんですけど、このことは通告にありませんでしたので、答えていただけるかどうかわかりませんが、答えられたら、その範囲でようございますので、何かありましたらよろしく願いします。

○議長（今泉正敏君） 通告外になりますよね。少し文言が入っていますけども、答弁を求められますか。コメントがありますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 再質問の御質問の趣旨は、いわゆる危険家屋を持ちながら所

有者が解体の意思がない場合は、町はどのようなふうに対応していくつもりかというお尋ねと理解してよろしいでしょうか。

○6番（草場謙次君）　そういうことです。

○町長（三浦　正君）　すみません、趣旨を聞いておきながら大変申しわけございませんが、今、ここで答弁する状況ではございませんので、方向性なりをまた担当課、これは担当課が幾つか重なってこの空き家対策のことを協議しておりますが、それを町としてどういうふうにするべきかということは、本議会中の審査等々でちょっとまた時間を設けて御報告したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（草場謙次君）　今の答弁で結構でございます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君）　次に参ります。

質問順位5番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君）　議席番号11番、後藤と申します。

集団検診において、胃がん予防にピロリ菌リスク検査の導入を求めますについて質問させていただきます。

この件は昨年3月議会で、集団検診に胃がん撲滅、がん予防にピロリ菌検査の導入について質問させていただきましたが、そのときの答弁の内容は省略させていただきます。

胃がんの原因は95%がピロリ菌であることが判明しております。胃がん予防はヘリコバクターピロリ菌を早期に発見することだそうです。それを踏まえて、もう一度質問させていただきます。

現在実施されております集団検診での胃がん検診方法は、バリウムを飲むレントゲン法です。これは煩わしさと苦痛を伴います。食事の制限をし、バリウムを飲む苦痛で誤飲の事故の危険におびえ、本当に考えただけでもストレスになります。この検査では胃がんの危険因子ピロリ菌は発見できません。

これに比べ、胃がんピロリ菌ABCリスク検査の検査方法は採血による検査方法であり、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対しては、医療機関においてピロリ菌の除菌や内視鏡検査で定期的な精密検査を勧めるものです。早いうちに、がんの可能性を発見できます。

すなわち今までのようなレントゲン法を続けるならば、慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍とか胃がん等の疾患は発見できますが、ピロリ菌は発見できません。そこ

まで患う前の段階でピロリ菌を発見することが肝心。それを除菌することが、がん予防だと思います。

ちなみに、医療機関でのピロリ菌の除菌に関しては保険が適用の方向に進んでいるようですと通告には書きましたけれども、実は先月の2月21日に公示され、保険適用になりました。朗報ですので、皆さんにお知らせしたく、参考までに申し添えさせていただきます。

いよいよピロリ菌検査が必要となってきました。私たち受診者は、検査が受けやすいピロリ菌リスク検査方法を支持し、期待いたします。集団検診に導入されれば、喜んで検診に行きたい気持ちでいっぱいであります。検診率も高くなることと確信します。医療費の削減にもつながります。また、町が委託する医療機関に支払う費用もレントゲンX線検査の約5分の1で済むそうです。

「胃がんバリウムX線検診は、集団検診としての時代の使命を既に果たした」と指摘した方もいらっしゃいます。今や医師会も同じ意識を持っていると聞いています。

また、著名なある方は、「我々は既にレントゲンを超える胃がん検診法を手に入れている。すなわち、胃がんの予防が可能になった。これは地域の胃がんを撲滅する第一歩だ」とおっしゃっておられます。

篠栗町は、いち早くいろんな事業に先駆的に取り組んでこられました。うれしいことに、60歳以上になれる御自身の介護予防にもつながる介護ボランティア制度を導入し、成果を上げておられることは誰もが知るところです。他の自治体からも視察に来られておられます。

がん検診23年度末までの50%目標にも目指していただきたいと思うゆえ、ピロリ菌リスク検査の導入にぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、学校における「がん教育」の推進について。

がん治療の医療技術は大きく変わり、進歩してきました。昔は、がんになると助からないと思われていた病気ですが、今は治る病気になり、今度は「治る人と治らない人」や「情報の格差」などの問題が起きています。つまり、がんになっているにもかかわらず、正しい知識、認識がないため、適切な治療が受けられない事態を招いている人がふえている現状があります。それを防ぐために、子どものころにがんの正しい知識を得ることが必要だと思います。

子どもたちの周りにも親族の方が、がんで亡くなったり、また子宮頸がんの予防

接種などの話題など身近に聞く機会が多いと思います。がん教育は将来ある子どものためにでもあり、また子どもたちの親は、がんが発症しやすい年代になるため、子どもたちが親に、学校で学んだけど、ちゃんと検診を受けているのという問いかけがあれば、検診率アップにもつながっていくと思います。

義務教育のこの時期に、がん検診や、がんの予防の大切さを教えることが、がん対策の大きな啓発活動になると思います。そこで、本町において、子どもの命を守るためにがん教育を推進してはどうか、町長の考えをお伺いしたいと思っております。

3番目に、子どもたちのために熱中症予防にミストシャワーは設置されますかということをお伺いさせていただきますが、ことしも酷暑が予想されますので、ミストシャワーの設置について、昨年9月議会で、児童・生徒の熱中症予防対策をお伺いさせていただきました折、ミストシャワーの設置については教育委員会と協議しながら熱中症予防を進めたいと答弁されました。その後、どのような検討がなされましたか。ミストシャワーは今夏までには設置できますか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の御質問3点ございましたが、順に答弁をいたします。

まず、「胃がん予防にピロリ菌リスク検査の導入を」という御質問でございました。

日本は、先進国の中で非常に胃がんが多くて、毎年12万人近くの方が胃がんと診断され、今も年間5万人程度が胃がんで死亡されておると聞いております。

議員の質問の中にありますピロリ菌は、胃の粘膜に炎症などを引き起こす細菌で、さまざまな研究で胃がんの原因となることが明らかになってきたところでございます。こうしたことから、厚生労働省は、抗生物質などを使ってピロリ菌を取り除く「除菌」で健康保険を適用する範囲を、これまでの胃潰瘍や十二指腸潰瘍などに加え、慢性胃炎の治療にも拡大することを新たに認めたところでございます。

現在、健康増進法に基づき、国が定める公共サービスとして実施する「対策型」のがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインにおいては、胃がん検診の項目は胃部X線検診、いわゆるバリウム検診であります。町もこの指針に基づき検診を実施しているところでございます。

さて、御指摘の胃がんリスク（ABC）検診とは、血液検査でピロリ菌に感染しているかどうかを調べるヘリコバクター・ピロリ抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにし、リスクのある人は専門医のところで内視鏡による精密検査を行うという対象を絞った検診であります。

さらに、検診でわかったピロリ菌感染者には、除菌を行うことで将来のがんの発症を予防しようとするものであります。ただし、除菌したからといって胃がん発症のリスクがゼロになるわけではなく、引き続き、胃がん検診を受ける必要があるのは言うまでもありません。

厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」において、指針以外で自治体が独自に実施している胃内視鏡、Hp抗体、これは先ほど申し上げましたヘリコバクターピロリ菌の抗体です。PG法、これはペプシノゲン法、それぞれの検査の有効性を検証し、現行指針の見直しが必要かどうかを議論することになっておりますので、今後、注目していくべき方法だとは思っておりますが、今すぐ取り入れるということにはまだまだ至らないと思っております。国の動向に注視しながら、また先進自治体の情報を収集しながら、十分に検討・研究をして行っていきたいと考えております。

次に、学校における「がん教育」の推進についての御質問がございました。

今、がんは日本で病気による死因のトップとなり、その割合の約3割を占めております。後藤議員の御指摘のとおり、がんに関する知識が乏しいのが死亡率を高めている一因と考えられると思います。

このような状況を踏まえ、平成20年3月には、「福岡県がん対策推進計画」が策定され、この計画に基づき、がん患者をはじめ県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会の実現を目指す方針が出されました。

学校においてもこの推進計画に基づき、がん予防推進のための中学生等を対象とした禁煙教育等を実施しております。また、保健の授業においては生活習慣病として取り扱い、発病そのものを予防することと定期的に検査を受け、早期発見・早期治療をする重要性を抑え、家族でがんについて考える啓発を進めております。今後とも、がんを含む生活習慣病に対する教育の充実を図ってまいりたいと思います。

3番目の「熱中症予防にミストシャワーは設置されますか」という御質問でございます。

昨年9月議会において、後藤議員から児童・生徒の熱中症対策としてミストシャ

ワーの設置を推進してはという御質問をいただいております。早速、直後の9月26日に行われました校長会で、ミストシャワーに関する活用事例などを提供し、設置箇所等を各学校で検討していただくよう推進していたところでございます。

また、昨年11月に新年度予算の各学校ヒアリングが行われた折にも、担当課から校長先生に、設置箇所の検討など、その後の対応を確認させようといりましたが、学校側の反応は少し鈍いようでした。

ただ、小学校においては、芝生化による効果で体感温度が下がったという声をよく聞いておりますので、それが関係しているのかとも思われます。今後は、担当課が学校に出向き、再度、ミストシャワーの効果などを説明し、安全性が十分確保できる適切な設置場所について、学校ごとに協議を行いたいと思います。

また、熱中症対策については、これまでどおりみずからの体調管理ができる子どももの育成に努めさせ、十分な睡眠・休憩をとることや水分・塩分を補充したり、長い時間、直射日光に当たるのを避け、通風を確保したりするよう児童・生徒に指導させていきたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 町長のおっしゃるとおり、国の動向もありますけれども、今でもがんに罹患する人が1人、また1人というふうにふえてくることになっていくんですけど、各自治体から国のほうに声を上げていただきたいと思います。そして、早く導入していただきたいと、これは要望ですけれども、そこを要望しておきたいと思います。

それから、二つ目の学校におけるがん教育の推進については、がん教育もいろいろありますけど、文部省が示す、そういった教育を否定するものではないし、また理論的で難しいようです。両親に検診を促すような、家族みんなが予防に対する意識を持つような啓発ポスター、それとか標語、そういったものを子どもたちに書いてもらう、学校に張ってもらう、いろんなところに、また公民館などに張ってもらうとか、そんな教育活動を提案したいと思います。これは提案ですけれども、再質問ではありません。ここで終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位6番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。防災行政無線整備工事について質問いたします。

今、篠栗町全域において、防災行政無線の設置工事が行われています。議会にお

いて、既設の防災無線が経年劣化により老朽化しておることや、国による情報伝達のデジタル化によるものと説明を受けています。

町民の方からも、防災行政無線工事の件について多くの方から尋ねられますので、次のことを質問いたします。防災行政無線整備工事の概要と工事費の総額及び補助率、町の負担額を尋ねます。

今般の設置工事で難聴地域の解消はできるのでしょうか。特に先般、平成21年7月の災害時に、防災無線の避難指示の放送が聞こえなかったとの報道があっておりました。このような事例に対応できますでしょうか。

三つ目でございますが、防災行政無線のデジタル化により、今までの防災無線と比較してどのような効果が見込まれますか、お尋ねをいたします。

二問目でございます。有害鳥獣対策についてでございますが、ハト、カラス、イノシシに加えて、近ごろはシカによる農産物及びスギ・ヒノキの食害が広がって、農家、山持ちの方は大変困ってあるわけでありまして。猟友会による有害鳥獣駆除を実施してありますが、近年の駆除の実績を尋ねます。

篠栗町においての有害鳥獣対策は、従来から町の補助制度によって農家の負担軽減を図られております。これは大変、農家にとってはありがたいことでございますが、特に電気牧柵による効果は大きな効果があつております。しかしながら、現状は、放電を防ぐため草刈り作業を頻繁に行わなくてはならず、これに大変な労力、手間をとられるわけでございます。また電気が来ていないところが多いため、電柱の設置による電源の確保など多大の手間と費用が発生し、管理がなかなか行き届かない現状でございます。

そこで近年、先ほど申しましたシカの数が大変ふえておりまして、頻繁に出没するようになり、食害による多くの被害が出ておる状況でございます。

今、使っております鳥獣対策機材では、シカは飛び越えてしまい、この防御はなかなか役に立たないわけでございます。市販しておるシカ専用の機材設置はなかなか高価で、個人対応は難しい現状でございます。

農家の方は建築用資材でコンクリートを強化するため、ワイヤーメッシュというのがありますが、そういうのを設置して自衛策を講じてあります。これは現在のところ防御効果が見られておりますので、このような資材にも補助制度の拡大適用をお願いしたい。また、シカの出没地域一帯の対策が効果的と考えられますので、こういった有害鳥獣対策の効果的指導と鳥獣対策補助予算の増額を求めたいと思っております。

また、産業観光課におきまして、山間部の耕作放棄地対策として、コンニャク芋の栽培を実施してあります。農家の方は意欲的に取り組まれて、次年度25年度には、さらなる広がりを期待するところでもあります。

もともとの耕作放棄地が増加したのは、イノシシ等による農産物の被害によるものが主な原因であります。丹精込めてつくった農産物が、収穫直前に鳥獣被害に遭うと生産意欲がなくなる、気がめいってしまうと言われるのがよく理解できるわけでございます。鳥獣対策が進めば、懸案の耕作放棄地の解消にも弾みがつくのではないかと考えております。町長の答弁を求めます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の御質問2点について、順に答弁いたします。

まず、防災行政無線整備工事についてという御質問でございます。工事の概要と工事費の総額及び補助率、町の負担額についての御質問でございました。

今回の防災行政無線（同報系デジタル化）整備工事は、昭和63年に整備されました既存施設の腐食が進むなど老朽化が激しく、今後の維持管理が困難なこと、またマンション等の建設に伴う町並みの変化により、放送が聞き取りにくい難聴地域が発生しているため、それらの解消を目的に、できるだけ早期にデジタル化へ移行するようにと、国が定めた方針に沿って整備を行っているものでございます。

現在、町内各地域に拡声用スピーカーを備えた拡声子局を76本設置しております。そのうち42本については、有線ケーブルにより、N T Tや九州電力の電柱に架設をお願いし接続しております。

今回の工事概要といたしましては、新たに避難所に増設する分も含めまして、79本全ての拡声子局を無線化し、暴風や地震等による断線の危険性を解消するとともに、その支柱については、国の通達によります風速60メートルに耐えられるようにすべて建てかえるようにしております。また、このほか役場庁舎内の親局には、非常用発電機を整備し、停電時の運用ができるようにしております。

さらに、親局から直接電波が届かない山間部の拡声子局に電波を中継する役割を持つ再送信子局を城戸区と萩尾区に2局整備するようにしております。整備費は3億2,023万3,200円で、これは平成25年度予算に予定しております既存施設の撤去に要する費用を除いた額でございます。

補助金といたしましては、国の「消防防災通信基盤整備費補助金」から2,92

0万円の交付を受けており、このほか普通交付税として、今後10年間で合計2億947万円の交付が受けられることになっております。したがって、今回、整備工事に係る町の実質負担額は8,156万3,200円となる見込みでございます。

次に、設置工事により、今までの難聴地域は解消できるかとの御質問でございます。

今回の整備は、基本的には既存システムの更新であります。今までに区長様などから要望を受けておりました難聴地域については、拡声子局の増設やスピーカーなどの増強により、できる限りの対応を行っております。しかしながら、難聴問題も、拡声子局との距離や地形のほか、機密性の高い家屋の普及などの問題もあり、地域を明確に絞ることは困難でございます。

防災行政無線による音声放送は、あらゆる災害を想定する中で情報伝達の一手段でありますので、今後は電子メールなどによる情報の複層化を進めてまいりたいと思います。

3点目のデジタル化により、今までの防災無線と比較してどのような効果が見込まれるかとの御質問でございます。

今回のデジタル化による効果といたしましては、大規模災害時に電話や携帯電話が使用できないときにでも、各避難所に設置された拡声子局には、親局と専用通信を確保することができるようになります。また、全国瞬時警報システム、J-ALERTなどの情報システムとの連動性が向上いたしますので、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などの情報を町の防災無線を自動起動させ、いち早く住民の皆さんへ伝達することが可能になります。

さらに、メール配信機能も有しておりますので、J-ALERTによる情報のほかにも、町の災害対策本部の情報などを自主防災組織や災害時要援護者に連絡することができるようになります。

そのほかにもデジタル化によるメリットといたしましては、文字や画像などのデータ通信が可能になります。

将来的には、河川の水位や降水量の観測データを伝送するテレメーターの導入も検討してまいりたいと考えております。

2番目の御質問の有害鳥獣対策についてでございます。

最初に、近年の駆除実績であります。平成22年度はイノシシが107頭、シカが10頭、平成23年度はイノシシが111頭、シカが14頭、平成24年度は、1月までの時点でイノシシが84頭、シカが3頭でございます。

次に、野生鳥獣による農作物の被害防止対策の効果的指導とその対策費に係る予算の増額についてであります。実際に被害に遭われた農家に接しましたとき、年間5回程度行っているところの農事組合長会議の際に、資料等の配付や説明を行っております。

特に、電気牧柵については、その維持管理に手間をとることはただいまの御指摘のとおりでございますが、イノシシの侵入防止には効果が大きいことから、篠栗町猪被害防止事業補助金交付規則が平成5年に制定され、現在では年間約150万円程度の補助金を交付しているところでございます。

さて近年は、シカによる農作物に対する被害発生の報告が増加したため、平成24年から、対象動物をイノシシに限定していた篠栗町猪被害防止事業補助金交付規則の改正を行い、シカを含めた対策として、購入助成品目にシカの飛び越えを防止できる背丈の高い電気牧柵の支柱を追加したところでございます。

加えて、平成22年度から毎年度、有明海のノリの栽培に使用した網を再利用して、シカの浸入防止用具として希望される農家に配付する対策もあわせて講じているところでございます。しかしながら、イノシシやシカの行動範囲は広く、出没地域ごとの対策では問題の解決を図れません。このことから平成24年度に、粕屋町、久山町、須恵町、新宮町及び篠栗町の5町を範囲とし、関係農家、猟友会、JA粕屋、福岡県北筑前普及指導センター、各町の担当課で構成する粕屋地区鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げまして、福岡県からの補助金をその原資としながら、有害鳥獣対策事業を展開しているところでございます。

最後に、野生鳥獣による農作物の被害防止対策の効果的指導はもちろんのこと、その費用につきましても、御提案いただいたことも考慮しながら、今後の状況を見て適切な対策を講じてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 2番目の有害鳥獣対策についてでございますが、今、町長のほうから、なるべく要望に応えたいという答弁をいただきました。大変、農家の方は喜ばれると思います。

この有害鳥獣の実績を見てみますと、今年度は88頭と、1月時点ですが、12月にしても少ないようでございますが、私の感じとしては、ふえているのが現状じゃないかなと思っておりますので、イノシシ、シカが頭がよくなったといえますか、なかなかかからんと申しますか、それが猟友会の年齢も高齢化して、若い人も、猟

友の免許を持った人が、後継者が育たないという問題もあるのではなかろうかと思っております。

それで、私の知る限りでは、鉄砲とかによる、そういう鳥獣を捕獲よりも、わなが有効な手段ではないかなと思っておりますので、できましたら、わなの貸し出しとかしてあるようでございますので、何とかそういうところもふやしていただきたいと思っております。

これは要望にかえます。もう答弁はようございますので、要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で、予定しておりました一般質問が終わりました。

本日の日程は全て終了しましたので、これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時46分

平成25年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月22日(採決)

平成25年 第1回 定例会 会議録

日時 平成25年3月22日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤和 義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は、総務課、大塚参事の出席を求めています。

本日の日程に入ります前に、3月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また、町長より、議案第23号とほかに議員発議が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案の上程をいたします。

町長より提出された議案は、お手元に配付のとおり議案第23号でございます。

それでは、町長に議案第23号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日提案いたしております追加議案第23号の説明をいたします。

議案第23号は、副町長の選任についてであります。

本議案は、藤 和義副町長が、平成25年3月31日をもって退任するため、新たに副町長として城戸清壽氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

慎重審議方、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ここでお諮りをいたします。

本案は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、後刻審議の後、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第 2、議案第 5 号、篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 5 号

篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

本議案は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が管理する町道の構造の技術的基準に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

地域の自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）による道路法第 30 条の改正により、道路管理者である市町村は、政令で定める基準を参酌し、市町村道の構造基準を条例で規定する必要があります。

条例案では、町が管理する町道の構造の技術的基準が示されており、国の基準を参酌したところ、今後、道路を新設し、または改築する場合における基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例の基準として採用することを予定しています。

また、第 1 次一括法による道路法の改正は、平成 24 年 4 月 1 日に施行されていますが、同法附則第 15 条第 1 項により、同日から 1 年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、交付の日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号、篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第6号

篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、特定道路のうち町が管理する町道の移動円滑化などのために必要な町道の構造の基準に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条の改正により、道路管理者である地方公共団体は、特定道路の構造に関する基準については、主務省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。

条例案では、町が管理する町道の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準が示されており、国の基準を参酌したところ、今後、特定道路を新設し、または改築する場合における基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第72条により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、公布の日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第7号

篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

本議案は、道路法（昭和27年法律第180号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が管理する町道に設ける道路標識の寸法に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」（第1次一括法）による道路法第45条の改正により、道路管理者である市町村は、その管理する道路に設ける道路標識の寸法及び文字等の寸法について道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）を参酌して条例で規定する必要があります。

条例案では、町が管理する町道に設ける道路標識の寸法が示されており、国の基準を参酌したところ、今後、町道に道路標識を設ける場合における基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例の基準として採用することを予定していま

す。

また、第1次一括法による道路法の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第15条第2項により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、公布の日から施行するものであります。

審査の中で、本条例は各市町村で制定しなければいけないものなのか、町によってばらつきが出るのではといった質疑が出され、執行部からは、町道に対しては市町村が決めるよう一括法で定められており、国の基準に沿って各市町村が同じ寸法で定めている。しかし、決められた範囲の中で、個性を持とうとする市町村も出てくるかもしれないとの回答がなされました。

また、道路標識に警告をのせるなどの町独自の権限は与えられていないのかという質疑に対し、公安委員会の規制以外の道路標識で案内板の規制などがあるとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 8 号

篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準
を定める条例の制定について

本議案は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が管理する準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」（第 1 次一括法）による河川法第 100 条の改正により、市町村は、現行の河川管理施設等の構造基準は同条の読みかえ規定に従い、「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」で規定する必要があります。

条例案では、町が管理する準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準が示されており、国の基準を参酌したところ、今後の新設、改築していく上での基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第 1 次一括法による河川法の改正は、平成 24 年 4 月 1 日に施行されていますが、同法附則第 18 条により、同日から 1 年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

審査の中で、例えば 60 センチや 0.6 メートルなどと条例によって単位が違うが、合わせる必要はないのか、また、町が管理する準用河川の総延長はどれくらいかといった質疑が出され、執行部からは、道路の単位と河川の単位は法律で異なっている。町の準用河川は 1 本、鳴瀬ダムより上の河川がダムをつくるために準用河川になっている。ダムから 100 メートルぐらいまでは県が管理し、それから萩尾までが準用河川となっているなどの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第9号

篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成25年4月1日から、総務課、まちづくり課、住民課、国保健康課、福祉環境課及び子ども育成課における分掌事務の見直しを行うため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、総務課における選挙事務業務と消防防災業務は、危機管理上、区別することが好ましいこと及び選挙業務は住民課の住民基本台帳を使用することから、選挙に関する業務を総務課から住民課へ移管するものであります。

統計調査に関する業務は、町行政を企画する上で必要となる統計調査結果について、そのデータを有効に活用できることから、総務課からまちづくり課へ移管するものであります。

年金及び国民健康保険に関する業務は、住民課と窓口を一つにすることにより住民サービスの向上を図るため、国保健康課から住民課へ移管するものであります。

また、国保健康課においては、現在、本町とオアシスとで業務を行っており、そのうち本庁で行っている業務を住民課に移管することから、国保健康課を廃止し、オアシスで行っている業務を行う課として「健康課」を新設するもの及び建設課においては、その業務が新しく建設することより道路等の整備、維持管理等が主とな

っていることから、課名を「都市整備課」に改めるものであります。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査の中で、議案に「国保健康課を廃止」となっているが、改めるではなく、なぜ廃止なのか。次ページの記載は改めるとなっているという質疑が出され、オアシスだけの業務になり、一旦、国保健康課をなくし、健康課を新たにつくるという考え方で提案理由の中では廃止としている。次ページの改正分で改めると表現しているが、法制執務上の手法・表現の仕方であると執行部から説明がありました。

また、「都市整備課」の課名について、都市というのは、構築物なり人口なり、将来的に大都市を目指しているというのなら別だが、緑を残していこうという大前提がある中で、非常に誤解を招くおそれがあるという意見が出され、執行部からは、都市は都会をあらわす都市ではなく、人間が暮らす都市、田園都市という表現もあり、糟屋郡内の全部の町で建設事象が減っている中で、建設課というのは時代の波に沿わないことで、都市整備課に名前を変えているとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第10号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正が必要な条例は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」、「篠栗町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例」及び「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例」の3条例であります。

改正の内容は、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、本条例中の当該法律名を改めるもので、平成25年4月1日から施行するものであります。

また、当該法律の一部条項が削除されたことに伴い、本条例中の同法の規定を引用している引用条項を定めるもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第 1 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、公民館運営審議会委員の報酬について、年報酬から費用弁償に変更するため、当該条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、公民館運営審議会が年 3 回のみの開催となっていることから、当該委員の年報酬 2 万 3, 0 0 0 円を廃止し費用弁償とするため、本条例中別表第 2 の「公民館運営審議会委員」の項を削除するものです。

なお、この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 1 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 1 2 号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 1 2 号

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の
数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更に
ついて

本議案は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち2団体が、同組合から平成25年3月31日限りで脱退すること及び平成25年4月1日から1団体が同組合に加入することなどに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増減し、「福岡県市町村職員退職手当組合同規約」を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定より議会の議決を求められたものであります。

当組合から脱退する団体は、田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合の2団体で、同組合に加入する団体は、下田川清掃施設組合の1団体であり、同組合を組織する地方公共団体数は、規約変更前の84団体から規約変更後は83団体となるものであります。

なお、この規約は、平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成25年3月31日から適用するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第13号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ5,741万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億6,629万7,000円とするものであります。歳出の主なものとして、総務費の退職手当組合負担金2,692万8,000円の増額、民生費の障害者自立支援事業費2,005万5,000円の増額、児童運営費4,279万6,000円の減額、諸支出金の国民健康保険特別会計繰出金6,694万1,000円の増額などであります。

その他の歳出の減額補正は、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であります。

歳入の主なものとして、町税1億5,189万9,000円の増額、地方交付税5,255万5,000円の増額、繰入金において、減債基金繰入金3億7,000万円の増額、公共施設等整備基金繰入金2億円の減額、諸収入において、福岡県市町村振興協会交付金6,035万5,000円の増額、道路受託事業収入3,500万円の増額、町債において借換債5億円の減額などあります。

地方債補正につきましては、災害復旧事業債100万円の追加、地域活性化事業借換債6,720万円と日本新生緊急基盤整備事業借換債1億2,670万円の廃止、地域活性化事業債200万円の増額、施設整備事業債10万円の減額、防災対策事業債1,600万円の増額、臨時経済対策事業借換債3億610万円の減額であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第14号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ6,027万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,629万2,000円とするものであります。

補正内容は、国庫支出金及び一般会計繰入金等の歳入確定に伴い、歳出予算において保険給付費5,710万4,000円の減額及び共同事業拠出金175万8,000円の減額が主なものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略をいたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第15号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,083万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,152万9,000円とするものであります。

補正内容は、後期高齢者医療保険料の歳入確定に伴い、歳出予算において、後期高齢者医療広域連合納付金1,630万5,000円を減額したのが主なものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第16号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算（第3号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ724万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億9,129万8,000円とするものです。

歳出の主なものは、排水設備改造奨励金170万円の減額、流域下水道維持管理負担金100万円の増額、受益者負担金前納報償金4万4,000円の増額、流域下水道建設負担金258万4,000円の減額などです。

歳入では、実績により、下水道使用料494万8,000円、下水道事業債230万円がそれぞれ減額されております。

繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費として、地方公営企業法適用支援業務委託の956万7,000円を、固定資産台帳の整理に時間を要するため、工期を延長し、平成25年度に繰り越されるものであります。

地方債の変更及び追加は、流域下水道の建設に係る事業費で、国の大型補正による追加470万円及び本年度事業の減額変更700万円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号、平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第17号

平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について

本議案は、予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の既決予定額からそれぞれ659万5,000円を減額し、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ4億8,205万5,000円とするものであります。

収益的支出の主なものは、動力費200万円、薬品費150万円の減額などがあり、収入において659万5,000円の歳出が調整されております。

また、予算第4条括弧書きの中の損益勘定留保資金等の額1億5,758万7,000円を1億4,758万7,000円に改め、同条第4款に定めた資本的支出を1,000万円減額し、1億4,758万8,000円とするものであります。

資本的支出の主なものは、改良費工事の執行残1,000万円を減額するものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号、平成25年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第18号

平成25年度篠栗町一般会計予算について

本議案は、平成25年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,816万6,000円とするものです。

本年度の主な事業は、総務費において、臨時職員の雇用を派遣雇用に切りかえる予算を計上し、衛生費において、予防接種事業・健診事業の充実を図り、待機児童解消対策や学童保育の時間延長を予算計上し、農林水産業費において森林環境整備費を計上、土木費において乙犬中園線・乙犬切通線整備事業費、津波黒地区水路回収自費等を計上、その他教育費において萩尾分校用地購入、勢門小学校校舎外壁改修工事、篠栗幼稚園ウッドデッキ改修工事等の事業が予算化されています。

歳出では、議会費1億181万5,000円、総務管理費・徴税费などの総務費10億2,830万6,000円、社会福祉費・児童福祉費などの民生費26億7,974万4,000円、衛生費11億6,362万7,000円、農林水産業費1億8,197万9,000円、商工費8,343万円、道路橋梁費、河川費などの土木費4億3,471万3,000円、消防費3億8,913万2,000円、教育費8億7,494万2,000円、災害復旧費750万円、公債費13億3,365万4,0

00円、繰出金・公営企業費などの諸支出金5億7,932万4,000円、予備費2,000万円であります。

歳入では、町税28億6,419万6,000円、地方交付税25億547万2,000円、減債基金及び公共施設等整備基金などからの繰入金4億円、町債7億210万円などが主なものであります。

継続費につきましては、平成25年度から平成26年度までの都市計画マスタープラン策定事務事業の実施において、平成25年度に850万円、平成26年度に599万円、総額1,449万円とするものであります。

地方債の限度額は、臨時財政対策債を4億8,000万円、一般会計出資債を370万円、地域活性化事業債を390万円、防災対策事業債を8,150万円、学校教育施設等整備債を2,670万円、臨時経済対策借換債を1億630万円とするものです。

また、一時借入金の借り入れの最高額は、10億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第19号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

本議案は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,539万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費20億6,134万4,000円、後期高齢者支援金等3億8,178万5,000円、介護納付金1億6,017万9,000円、共同事業拠出金4億1,222万1,000円などであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税5億6,301万6,000円、国・県支出金10億8,832万1,000円、療養給付費交付金1億9,020万3,000円、前期高齢者交付金6億6,329万2,000円、共同事業交付金3億8,591万6,000円、繰入金2億2,023万円などであります。

また、一時借入金の最高額は5億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第20号

平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について

本議案は、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,412万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費2,855万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,456万6,000円などであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億5,972万6,000円、繰入金9,438万6,000円などであります。

また、一時借入金の最高額は、1億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 21 号

平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算
について

本議案は、平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7,841 万 2,000 円とするものです。

歳出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2 億 6,100 万円、流域下水道建設負担金 3,414 万 5,000 円、公債費 4 億 8,314 万 9,000 円などがあります。

歳入の主なものは、下水道事業受益者負担金 4 億 74 万 5,000 円、下水道使用料 4 億 655 万円、一般会計繰入金 2 億 4,629 万 8,000 円、下水道事業基金繰入金 2,000 万円が予定されております。

地方債の限度額は、資本費平準化債を含めて 2 億 70 万円です。

また、一時借入金の最高額は、1 億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 22 号、平成 25 年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第22号

平成25年度篠栗町水道事業会計予算について

本議案は、平成25年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条 収益的収入の予定額を4億7,138万9,000円に、収益的支出の予定額は5億1,206万2,000円とするものです。

収益的支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費1億7,685万8,000円、企業債利息3,792万7,000円などであります。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億4,522万1,000円が見込まれております。

また、第4条 資本的支出の予定額は、1億3,219万6,000円となっております。

その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費3,401万5,000円、企業元金償還金9,403万4,000円などであります。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対して不足する1億3,219万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填されるものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号、副町長の選任についてを議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります城戸清壽氏の退席を求めます。

（城戸清壽氏 退席）

○議長（今泉正敏君） それでは、議案の説明を総務課、大塚参事に求めます。

○総務課参事（大塚哲雄君） 説明いたします。

議案第23号

副町長の選任について

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字津波黒647番地

氏 名 : 城戸清壽

生年月日 : 昭和28年2月13日

平成25年3月22日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

副町長藤 和義氏が平成25年3月31日をもって退任するため、新たに副町長として城戸清壽氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

履歴については裏面に掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

それでは、城戸清壽氏の入場を求めます。

(城戸清壽氏 入場)

○議長（今泉正敏君） ここで改めて御報告いたします。

議案第23号、副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

日程第21、請願1号、農地の都市計画・調整区域の見直しに関する請願書を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

請願1号

農地の都市計画・調整区域の見直しに関する請願書

本請願は、篠栗町大字篠栗4914、秋吉清種氏、篠栗町大字篠栗4960-6、澁谷直利氏他22名より提出されたものであります。

なお、審査当日は、請願者代表の秋吉清種氏及び澁谷直利氏が出席されております。

まず、都市計画法第7条では、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都道府県が市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされています。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

本町におきましては、昭和45年に都市計画区域が決定され、市街化区域と市街化調整区域に区分されております。

本請願の主な内容は以下のとおりです。

高田・金出・上町区域の農地は市街化調整区域に指定されているため、農業従事

者の方々が半世紀近く農業と農地を支え、守ってこられました。しかし、耕作者の高齢化に伴い、小作に出さざるを得ない状況や荒れ地となっているのが現状であります。

専業農家においては収入が少なく、生活も苦しい上、高齢のために入院や通院の日々を送られている方や、個人の所有地でありながら自由に運用できず、悩んでいる方もおられます。

また、小作料が下がり無料になれば、固定資産税や農区費、農協賦課金を支払うことができなくなります。

加えて、人口増による世界的な食糧難が予測される中、自分たちの食を確保していくためには後継者が必要ですが、後継者のいない厳しい現実があります。

以上のことにより、市街化調整区域の見直しについて、町執行部に対して要請していただくよう求められたものであります。

委員会の意見として、今回の請願では、高田・金出・上町区域の農業者の方々の心情が切実に訴えられておりますが、委員会としては、1地域を限定としての見直しは都市計画法上、非常に難しいものであり、全町域を対象として検討すべきと考えます。また、見直しについては、マスタープランに沿って検討していくべきものと考えますので、その旨、意見を付して御報告いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、請願1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第22、陳情1号、より豊かな保育、教育制度の拡充と子育て支援制度を求

める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

陳情 1 号

「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求
める意見書」提出を求める陳情書

本陳情は、福岡市中央区大名 1 - 1 0 - 2 5、福岡県保育団体連絡会代表 成富正敏氏より提出されたものであります。なお、審査当日は説明者として吉富利子氏が出席されております。

主な陳情内容は以下のとおりです。

2 0 1 2 年 8 月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が成立し、国は 2 0 1 5 年 4 月 1 日の新制度施行を目指しています。

旧制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源補償を制度の柱とし、子どもの保育を受ける権利を保障してきました。

一方、新制度は、利用者補助などを柱とする仕組みであり、大都市の待機児童問題や過疎地における保育の課題解決が大いに期待されています。しかし、それを理由に、子どもの日常生活に最低限必要な基準が緩和されることがあってはなりません。

国と地方自治体の責任のもと保育制度の拡充が図られる必要があります。

特に、

- 1 子どもが保育・教育を受ける全ての場において、子どもの取り扱いに格差を生じさせることなく、市町村の保育実施責任と子どもの権利を明記し、政省令に反映させること。
- 2 保育時間については、子どもの生活及び教育保障の観点から、子どもの立場に立ち、子どもの生活を見直した適切な保育時間を保障すべきこと。
- 3 保育施設基準は、子どもが受ける全ての保育施設・事業において、現行制度より引き下げないこと。
- 4 幼保連携型認定こども園と保育所、小規模保育所など施設・事業ごとの公定価格（保育単位）に差異を設けないこと。
- 5 保護者の負担軽減を図ること。
- 6 職員の処遇改善を図り、安定した雇用身分を保障する仕組みをつくること。

7 施設整備費補助について、施設の建てかえ、耐震対策に対応するため恒常化すること。

8 保育に支出される公的資金は、保育の質と量を維持拡大するためのものであることを明確にすること。

9 保育制度改革に当たっては、保護者、保育現場の意見を尊重し、拙速な実施を避けること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

審査の中で、福岡県保育団体連絡会を構成する団体の数、また人数等の質問がありました。会に参加している施設は32団体で、保護者・職員を含めて1万人程度の会員がいるとのことでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 申しわけない。陳情者と説明者の間柄を教えてくださいか。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） お尋ねしておりませんでした。

○議長（今泉正敏君） 再質疑ございますか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 請願、陳情の取り扱い上、明快な代理人であるという扱いでないと扱えないと思うんですが、それはちょっと不備じゃなかろうかと私は思うんですが。

○議長（今泉正敏君） 荒牧議員が確認したいのは、連絡会の方との関係ですか。出席者との関係ですか。

成富代表と説明者の吉富出席者の関係が知りたいということですね。確認をしないということですね。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 代理人でよろしいんじゃないですかね。

○議長（今泉正敏君） よしあしじゃないんですよ。それを確認したいと言ってある

だけです。

わからないということですね。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） 局長が確認しているそうです。この団体の事務局長らしいです。

○12番（荒牧泰範君） 了解しました。

○議長（今泉正敏君） ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、陳情1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

1時間経過しましたので、5分程度休憩を入れます。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） それでは、本会議を再開いたします。

日程第23、発議第1号、篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま設置されました篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に 8 番、松田國守議員、副委員長に 5 番、大楠英志議員を指名いたします。
ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、会議規則第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定により、発議第 2 号、篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議第 3 号、農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を求める決議が提出されております。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第 1 と第 2 として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号を追加日程第 1 とし、発議第 3 号を追加日程第 2 として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、発議第 2 号、篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第 2 号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第 2、発議第 3 号、農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 発議第 3 号を説明します。

農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を
求める決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び篠栗町議会会議規則（昭和 39 年議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由は、関係機関へ提出するためでございます。

農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を
求める決議

都市計画法第 7 条では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、都道府県が市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることが

できるとされている。

市街化区域は、既に市街地を形成している地域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされている。

本町においても、昭和45年に都市計画区域が決定された。

本町面積は38.90平方キロメートルで、このうち約3割弱の11.38平方キロメートルは都市計画区域に指定されている。この都市計画区域は、市街化区域が4.23平方キロメートルと市街化調整区域が7.15平方キロメートルとなっている。

本定例会において、「農地の都市計画・調整区域の見直しに関する請願書」が提出され、採択した。

本請願の主な内容は、以下のとおりである。

高田・金出・上町区域の農地は市街化調整区域に指定されているため、農業従事者の方々が半世紀近く農業と農地を支え守ってこられた。しかし、耕作者の高齢化に伴い、小作に出さざるを得ない状況や荒れ地となっているのが現状である。

専業農家においては収入が少なく、生活も苦しい上、高齢のため入院や通院の日々を送られている方や、個人の所有地でありながら自由に運用できず、悩んでいる方もおられる。

また、小作料が下がり無料になれば、固定資産税や農区費、農協賦課金も支払うことができなくなる。加えて、人口増による世界的な食糧難が予測される中で、自分たちの食を確保していくためには後継者が必要だが、後継者のいない厳しい現実がある。

以上のことにより、市街化調整区域の見直しについて、町執行部に対して要請されるよう求められたものである。

今回の請願では、高田・金出・上町区域の農業者の方々の心情は切実に訴えられており、採択したが、議会としては一地域を限定しての見直しは都市計画法上、非常に難しいものがあると判断し、全町域を対象としてマスタープランに沿って検討していくべきものとする。

よって、町において、市街化調整区域の見直しについて今後検討されるよう要請する。

平成25年3月22日

篠栗町議会

以上であります。

○議長（今泉正敏君） ただいま提案理由の説明を受けました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第3号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

本定例会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、先ほど副町長の選任同意をいただきましたが、これに関連いたしまして、藤 和義氏並びに城戸清壽氏より発言を求められておりますので、許可をいたします。

まず、藤 和義氏、どうぞ。

○藤 和義君 失礼いたします。

退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思ひまして、お時間をいただきます。

先年、就任に当たって同意をいただいておりますながら、私ごと都合によりまして、途中退任することをお許しいただきたいと思ひます。

妻の病状が悪化いたしまして、入院加療の必要が出てまいりまして、町長にお願いしまして、許可を先日いただきました。本日、議会で次の方も決まりまして、何とかなつた次第でございます。決して私ごとで、私がゴルフを思う存分やりたいから退任するといううわさを流している方もいらっしゃいますけども、そのようなわがままではございませんので、御理解いただきたいと思います。

この6年間に、皆様方には大変お世話になりまして、おかげさまで何とか大過なく務めることができました。本当にありがとうございました。改めまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、さきに老人クラブ連合会でお待ちしておりますので、再会できる日を楽しみにしております。

長い間、ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（今泉正敏君） 続きまして、城戸清壽氏、どうぞ。

○副町長（城戸清壽君） 今、藤副町長が退任の御挨拶をされました。それを受けまして、私、皆様方から先ほど御同意をいただきました城戸清壽でございます。副町長という大役を務めることになるわけですが、この責任の重さというもの、それから、先ほどの議会からの同意というものを重く受けとめまして、今、ひしと感じておるところでございます。

皆様御存じと思ひますが、私は非常に未熟な人間でございます。微力ながら三浦町長の補佐役として精いっぱい頑張っていく所存でございます。どうか皆様方、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく申し上げます。

(拍 手)

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成25年第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

監査委員の選任についてをはじめ、国が定めた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法案に基づく条例の制定や、行政運営をより効率的に行うための篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例案7件、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算等、上程いたしました19議案全てにつきまして同意・可決いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本日提出いたしました追加議案、議案第23号、副町長の選任につきまして御同意をいただきましてありがとうございました。

開会挨拶の中でも申し上げましたが、いよいよ第183回通常国会が始まり、平成25年度以降の国のあり方が固まろうとしております。そして、昨日始動しました黒田日銀新総裁体制では、黒田新総裁が「量的、質的両面から大胆な金融緩和を進める」と宣言し、その目標達成期間を2年程度を念頭に置くとして、達成まであらゆる手段を講じると強調いたしました。

金融緩和、景気回復、国民の所得増、生活改善という循環には相当のタイムラグが生じることは予測されておりますが、我々国民も期待感を持って進まなければならないと感じたところであります。

国がかなりのスピード感を持ってその方向性を示しつつある中、篠栗町においても、諸課題解決に向けた迅速な対応が求められていると実感しております。そうした観点を踏まえまして、今議会中の3月12日、篠栗町の山間地域（城戸・山手・山王・萩尾・若杉の本村地区）の区長を初め、区の関係者と町職員で第1回目の意見交換会を開催いたしました。

生活用水に関する問題、イノシシ等の鳥獣被害、交通対策をはじめ、環境を生かした観光や産業の振興に至るまで多くの建設的な意見をいただきました。次回は、若い世代の皆さんと意見交換を行い、それらを土台に今後の地域活性化に向けたさ

まざまな取り組みを提案し、実現に向けて進みたいと考えております。

また、3月11日に若杉区、13日に乙犬区、18日に尾仲区と、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が運営するクリーンパークわかすぎの今後の事業継続に向けた地元説明会に組合長の立場で参加いたしました。その経過並びに今後の方向性につきましては、後日開催の組合議会全員協議会において組合議員の皆様方に御報告いたしますが、事業継続に向けた諸課題をクリアするための地元対策委員会を平成25年度早々に立ち上げることに付きまして、各区において御了解をいただいたところでございます。

平成25年度当初予算については、平成24年度とほぼ同規模の予算としております。厳しい財政状況の中ではありますが、新規事業にも積極的に取り組みつつ、継続して推進すべき事業には予算を投入し、精いっぱい積極予算となっていると認識しております。平成25年度におきましても、計画している取り組みの一つ一つが、まさに篠栗町の個性の創造につながっていくと確信いたしております。

時は休まずに進みます。篠栗町執行部といたしましても、ただいま成立いたしました平成25年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、本日から各課とも仕事に取りかかることをお約束いたします。

予算審議の際にいただいた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただき、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、今後予想される国の新しい施策を具体化する補助金や交付金を前提とする取り組みにつきましては、行政としてしっかりアンテナを張り、我が町に使えると判断した事業には積極的に取り組んでまいり所存でございます。その際には、臨時議会を含め、さらなる協議をお願いする機会もあろうかと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、3月末で御退任されることになりました藤 和義副町長には、この6年間、大変ありがとうございました。御苦労さまでございました。

若輩者の私を支えていただき、行政運営上の課題解決に向けて、あるいは議会との調整に関し御尽力いただきましたことに、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

定年退職をされる城戸総務課長、中山財政課長のお二方、早期退職をされる小南福祉環境課長、合屋国保健康課長、高木会計課長には、長い間の行政職員としての

お勤め、大変御苦勞さまでございました。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことにこの場をおかりいたしまして、私からも心から感謝を申し上げます。

4月から城戸副町長をはじめとする新体制のもとに、新しい篠栗町の個性を創造する行政を目指して努力してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、議会におかれましては、篠栗町発展のために、引き続き行政のチェック機関としての御尽力を賜ることをお願い申し上げます、平成25年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第1回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時30分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

阿高 紀幸

篠栗町議会議員

後藤 百合子
